

令和元年第4回

# 太子町議会定例会会議録

開会 令和元年12月3日

閉会 令和元年12月20日

太子町議会

令和元年 第4回太子町議会定例会会議録目次

第1日（12月3日）

開会宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期決定の件	5
報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）	6
議案第38号 太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について（町長提出議案）	7
議案第39号 太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件（町長提出議案）	8
議案第40号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）	9
議案第41号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（町長提出議案）	10
議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件（町長提出議案）	10
議案第43号 太子町下水道条例中改正の件（町長提出議案）	10
議案第44号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議案）	11
議案第45号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	11
議案第46号 平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	11
議案第47号 太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件（町長提出議案）	13
議案第48号 太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件（町長提出議案）	16
諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）	17

諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会）…	19
散 会	22

## 第2日（12月19日）

開 議	25
一般質問	25
散 会	65

## 第3日（12月20日）

開 議	69
議案第38号 太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託 に関する協議について（総務まちづくり常任委員長報告）…	69
議案第39号 太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件（総務まち づくり常任委員長報告）…	69
議案第41号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正 の件（総務まちづくり常任委員長報告）…	69
議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件（総務まちづ くり常任委員長報告）…	69
議案第43号 太子町下水道条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報 告）…	69
議案第44号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）（予算常任委 員長報告）…	69
議案第45号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） （福祉文教常任委員長報告）…	69
議案第46号 平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号） （総務まちづくり常任委員長報告）…	69
閉会中の継続審査の申し出について…	79
閉 会	79

【第 1 日】

令和元年 第4回太子町議会定例会会議録

令和元年12月3日(火) 午前 9時30分開会

◎出席議員(11名)

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	中村直幸君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	田中清君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君	学務指導担当課長	西野直美君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

---

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第4 議案第38号 太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について（町長提出議案）
- 日程第5 議案第39号 太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第40号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第41号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第43号 太子町下水道条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第44号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議案）
- 日程第11 議案第45号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第12 議案第46号 平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第13 議案第47号 太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第48号 太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）

日程第16 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会）

○議長（森田忠彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは開会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） 令和元年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集致しましたところ、議員の皆様におかれましては公私何かとお忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、町議会の構成が新体制となって迎える最初の定例会でございます。議員の皆様におかれましては、新たな要職での重責を担われ、住民の代表として町政の発展と住民福祉の更なる向上の為、ご活躍されますことを心よりご祈念申し上げます。

さて、この12月から新たに25名の民生・児童委員と2名の主任児童委員が選任されたところであり、それぞれの地域における住民の皆さんから生活に関する様々な相談に応じ、必要な援助等を行うと共に、地域の妊産婦の方や子ども達の見守り活動等、福祉の増進を図る為の活動、又、常に要支援者を把握し、災害発生時における避難支援を行う等、地域全体における福祉の増進において、大変重要な役割を担って頂くこととなって参りますが、今後におきましても、引き続き、民生・児童委員、主任児童委員の皆さんとの協力体制を十分にとりながら、更なる安心・安全のまちづくりに努めて参りたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会へ提出致します案件についてでございますが、まず報告としまして、損害賠償の額及び和解の決定に係る専決処分の件の1件、事件議決案としまして、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議についての1件、条例案としまして、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件、他4件、予算案としまして、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）、他2件、人事案としまして、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件、他1件、諮問案としまして、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の1件、以上合わせまして13件でございます。何卒よろしくご審議を頂きまして、ご議決並びにご同意賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。

これより、令和元年第4回太子町議会定例会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございます。

---

○議長(森田忠彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、羽山議員、2番、中村議員を指名致します。

---

○議長(森田忠彦君) 日程第2、会期決定の件を議題と致します。

今回の定例会については、11月25日に開催されました議会運営委員会において検討して頂きました結果、会期は本日12月3日から20日までの18日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(森田忠彦君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月20日までの18日間と決定致しました。

尚、定例会の運営予定ですが、お手元に配付しております通り、本日は提出されました全ての議案を上程致しまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させて頂きたいと思っております。

ただし、日程第3、報告第6号につきましては、本日、報告を受け、日程第6、議案第40号、日程第13、議案第47号、日程第14、議案第48号及び日程第15、諮問第2号につきましては、本日、全員審議をお願い致します。

次に、委員会の日程ですが、5日に総務まちづくり常任委員会を、10日に福祉文教常任委員会を、同じく10日に予算常任委員会をそれぞれ開催して頂きます。尚、審議が残りましたら、11日と12日の予備日を充てて頂きたいと思っております。又、追加議案等がありましたら、13日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

19日に一般質問で本会議を再開させて頂きますが、この一般質問の通告締め切りに

つきましては5日の午後5時とさせていただきます。

20日に最終本会議を開催させていただきます、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告でございますが、本日は、監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告の3件を行って頂く予定をしております。

尚、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願い致します。又、本定例会までに受理致しました陳情・要望書等につきましては、幹事長会にて、その取り扱いを決めて頂き、措置したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

日程第3、報告第6号ですが、本件は私的に関する事案の為、地方自治法第117条の規定に基づき、協議期間中、退場させていただきますので、その間の議事進行を副議長に委ねます。

ここで暫時休憩と致します。

(午前 9時38分 休憩)

---

(午前 9時39分 再開)

○副議長（辻本 馨君） それでは、再開致します。

議長にかわりまして、進行致します。

---

○副議長（辻本 馨君） 日程第3、報告第6号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題と致します。

本件について、報告を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（奥野展久君） おはようございます。

報告第6号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件について、報告理由及び内容説明を申し上げます。

本件につきましては、役場駐車場内において発生致しました公用車による自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。損害賠償額は25万5千円で、損害賠償の相手方は本町の住民でございます。

この事故は9月26日午後0時56分頃、役場駐車場内において、本町職員が公用車、

自動車を方向転換させようとした際に、後方に停車中の相手方の自家用自動車の前部に接触したことにより損傷させたものでございます。この事故に伴います過失割合は町側100%で、相手方との協議が調ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行う為、本年10月31日に地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行ったものであります。

尚、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

以上でございます。

○副議長（辻本 馨君） 只今、報告がありました。

以上で、報告第6号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件を終わります。

報告第6号が終わりましたので、議長と交代致します。

ここで暫時休憩と致します。

（午前 9時41分 休憩）

---

（午前 9時42分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開致します。

日程第4、議案第38号、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について、これを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 議案第38号、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

南河内4市町村は、下水道事業の事務を継続的に安定して実施する為に、広域化による事務の集約等を検討することを目的として、平成28年8月に南河内4市町村下水道事務広域化協議会を設置し、平成30年3月に広域事務の開始に向けた構成市町村の合意文書として基本協定を締結しております。協定締結後、共同処理事務について鋭意協議を重ねた結果、排水設備工事指定業者に関する事務について4市町村がそれぞれ事務を行っており、事務の簡素化や効率化の観点から令和2年4月より富田林市に事務委託を行うため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき規約を定め、協議する為、同条第3項及び同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める

ものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第38号、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議については、総務まちづくり常任委員会に付託致します。

○議長（森田忠彦君） 日程第5、議案第39号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 議案第39号、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、人口減少による使用料収入の減少や下水道施設の老朽化に伴う更新投資の増加等により経営環境が厳しさを増していく中で、経営状況を正確に把握し、住民ニーズの迅速な対応や住民サービスを将来にわたり、安定的に提供していくことを目的とした太子町下水道事業の設置等について必要な事項を定めると共に、あわせて附則において、太子町監査委員条例や太子町特別会計条例等の影響する関係条例についても同時に改正を行うものでございます。

主な内容と致しましては、地方公営企業法の財務規定等の適用、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任や議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の規定を定めるものでございます。

以上、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第39号、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件は、総務まちづくり常任委員会に付託致します。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第6、議案第40号について、提案理由及び内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第40号、太子町印鑑条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る為の関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が本年11月19日に改正され、取り扱いの実施期日を本年12月14日とされたことを受け、本条例に関連する所要部分の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、登録資格区分において、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めると共に、文言の整理を行うというものでございます。

引き続きまして、改正内容のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の新旧対照表の方をお願い致します。

新旧対照表です。登録資格の第2条第2項第2号の改正でございますが、これは成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由にして登録資格を排除されるものではなく、心身の故障等の状況や必要な能力の有無を判断する規定に改めるものでございます。

次の登録印鑑の制限の第4条及び印鑑の登録の第6条の改正につきましては、記載の説明文を整理するというものでございます。

次に、印鑑登録の削除。2頁をお願い致します。

第11条の改正につきましては、先程の第2条の改正に伴って、関連する第3号を削除するというものでございます。

すみません。議案書の方に戻って頂けますでしょうか。

一番下の附則でございます。令和元年12月14日から施行するものというものでございます。

以上、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由及び内容の説明がありました。

議案第40号は、会議規則39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第40号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号、太子町印鑑条例中改正の件は、原案通り可決されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第7、議案第41号から日程第9、議案第43号まで、これら3件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第41号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、本年8月7日に人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について行われた勧告の趣旨を踏まえ、議会の議員並びに特別職の職員の期末手当につきまして、期末手当を0.05月引き上げる改正を行うというものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、大きく2つの項目の改正を行うというものでございます。

まず1つ目は、議案第41号と同様、本町の職員の給与につきまして、人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じ若年層の給与月額を0.1%及び勤勉手当0.05月の引き上げについて、職員組合との労使交渉が調いましたので、改正を行うというものでございます。

又、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る為の関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布され、同法中において地方公務員法が一部改正されたことに伴い、欠格条項の見直しについて所要の改正を行うというものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次、まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 議案第43号、太子町下水道条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、議案第38号に基づき、本町の排水設備工事指定業者に関する事務を富田林市に委託をするにつき、関連する所要部分の改正を行うものでございます。

改正の内容と致しましては、下水道の排水設備等の工事を行うことが出来る者の指定を地方自治法の規定により、町長から事務の委託を受けたものとして、富田林市に事務の委託を行えるように所要部分の改正を行うものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第41号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件、議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件及び議案第43号、太子町下水道条例中改正の件の3件は、総務まちづくり常任委員会にそれぞれ付託致します。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第10、議案第44号から日程第12、議案第46号まで、これら3件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ3千273万円を追加し、総額を55億9千74万円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、観光まちづくりの拠点整備に要する経費や障がい児童の受け入れ態勢確保の為の支援学級教室の整備及び障がい者に対する給付やひとり親家庭医療費助成に要する経費の他、法改正等に伴う電算システム改修経費及び人事院勧告や人事異動による職員人件費の精査等について、予算計上を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出の増額に伴う財源として、国庫支出金、府支出金で予算措置をし、尚不足する財源を財政調整基金の繰り入れにて調整を行っております。

又、令和2年度の地域公共交通事業に係る支線交通の実証運行開始に向け、債務負担行為の設定を行っております。

以上の通り、本補正予算を提案するものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ71万5千円を追加し、総額を15億5千304万2千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、まず歳出につきましては、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上を目的に、令和3年3月から導入されるオンライン資格確認の整備に必要となる電算システムの改修経費について予算計上を行っております。

一方、歳入につきましては、全額を国庫支出金にて措置しております。

以上の通り、本補正予算を提案するものであります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次、まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 議案第46号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ270万1千円を追加し、総額を4億4千

854万6千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、まず歳出につきまして、流域下水道建設負担金の増、人事院勧告による人件費の増並びに人事異動に伴う精査をあわせて行っております。

一方、歳入につきましては、町債と一般会計繰入金による措置をしております。

以上の通り、本補正予算を提案する次第でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）は予算常任委員会に、議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は福祉文教常任委員会に、議案第46号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は総務まちづくり常任委員会にそれぞれ付託致します。

○議長（森田忠彦君） 日程第13、議案第47号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件、これを議題と致します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（浅野克己君） 議案第47号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、太子町教育委員会教育長の勝良憲治氏が本年12月7日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を教育委員会教育長に任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。何卒よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 本件について、所信を聴取致します。

教育長。

○教育長（勝良憲治君） 教育長の任命同意に当たり、議会の貴重な時間をおかり致しまして、私の所信の一端を述べさせて頂きたいと思っております。

急激な社会変化が進む中、教育現場の抱える課題は年々多様化、複雑化が進んでいるところがございます。学校、あるいは教職員に対しては、いじめや児童虐待、不登校対策等を通して、児童一人ひとりに対するきめ細やかな対応が求められると共に、更に様々な課題を抱えた家庭への対応や地域との関係構築等、対応の場を広げざるを得ない状況がございます。

そのような中、本町では、これまで地域の特性を生かしながら時代に即した教育を軸に、全ての子ども達が互いが個性を認め合い、一人ひとりの個性に応じて、力を最大限に伸ばすことを大切にする教育を推進して参りました。引き続き、知、徳、体、バランスのとれた感性豊かな品格のある人作りを目指し、教職員、保護者、地域の皆様の理解と協力のもと、教育委員会としてその役割と責任において、より具体的な取り組みを積極的に進め、今まで以上に教育行政に臨む所存でございます。

その為に、私が特に力を入れて取り組みたいと考えております施策につきまして、述べさせていただきます。

まず1つ目は、子ども達に直接接する教職員の資質の向上であります。優秀な人材の確保及び若手教員の育成が学力向上を進める為にも重要であり、働き方改革を実践しながら、教員個々のモチベーションの向上、各学校の実情に応じた教職員体制の構築に引き続き取り組んで参ります。

2つ目に、学力向上の取り組みであります。子ども達が心豊かに力強く生き抜き、未来を切り開く力を備えるようにする為には、学力向上は重要な取り組みであります。その為に、太子町授業スタンダードを基本とする小中一貫した授業作りを進め、教職員の指導力向上を目指して参ります。又、児童生徒の学習理解度や学習状況等を把握、分析し、授業改善や個に応じたきめ細やかな指導の充実に取り組んで参ります。

3つ目は、学習環境の改善の取り組みであります。小中学校の空調整備に続き、中学校の大規模改修を行って参りましたが、今後は老朽化したトイレの改修により、トイレ環境の快適化、生活様式の変化に伴う洋式化を計画的に進めて参ります。又、これまで積極的に推進をして参りました学校ICT環境の整備についても、プログラミング教育の創設、GIGAスクールネットワーク構想等に対応すべく、適切な更新を図って参ります。

4つ目は、幼児教育の充実であります。幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、又、小学校への円滑な接続の観点からも重要である

と考えております。地域を愛し、心豊かで今後の太子町を担う人間になるよう、幼児教育の質の向上に取り組んで参ります。

5つ目は、食育及び学校給食の充実であります。子ども達が食に関し、正しい知識と望ましい食習慣を身につけることが出来るよう、食に関する指導計画を定め、食育を推進すると共に、学校教育法の定めによる衛生管理基準に準拠し、より一層の食の安全に努めて参ります。

6つ目は、生涯学習の取り組みであります。誰もがいつでも気軽に参加出来る学習環境作りを目指し、住民個々のニーズを踏まえつつ、地域の方々や各種関係団体との協働の視点を加えた各種施策の推進により、文化、芸術、スポーツ各分野の振興を図って参ります。現在、事業を進めております（仮称）生涯学習施設の整備につきましては、住民の皆様が自主的に学び、交流する生涯学習の機会の場、世代間交流の促進の場となるよう、引き続き事業完了に向けて取り組んで参ります。

7つ目は、文化財の保存と活用の取り組みでございます。本町には、先人から引き継がれてきた豊かな歴史や文化資源が数多く残されておりますが、これらを後世に引き継ぐというだけではなく、現在のまちづくりに生かし、住民の皆さんの誇りとして頂けるよう、取り組みを進めて参ります。国指定史跡二子塚古墳につきましては、史跡の適切な保存管理を基本とした保存整備事業を進め、歴史学習の場として有効な活用を図って参ります。

私は、昭和48年に町立中学校に新任教員として赴任をして以来、一貫して太子町の教育に携わらせて頂いて参りました。引き続き本町の教育行政を預からせて頂くことは、大変光栄なことであると同時に、課せられた使命の重さを考えると身の引き締まる思いでございます。その使命に真摯に向き合い、教育長として更なるリーダーシップを発揮しながら、教育委員会一丸となって本町の教育行政を推進していくよう、全身全霊をかけて取り組んで参る所存でございます。

最後になりましたが、議員の皆様方におかれましては、これまで同様、今後とも変わらぬご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明及び所信表明がありました。

お諮り致します。

議案第47号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略致します。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

ここで討論に入ります前に、教育長の退席を求めます。

〔教育長 勝良憲治君 退席〕

○議長（森田忠彦君） それでは、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第47号を原案通り同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、原案通り同意されました。

教育長の入場を求めます。

〔教育長 勝良憲治君 入場〕

○議長（森田忠彦君） 議案第47号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件については、異議なく同意されましたので、勝良教育長におかれましては、今後とも尚一層太子町の教育の発展に寄与されますようお願い申し上げます。

---

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第14、議案第48号、太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件、これを議題と致します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（浅野克己君） 議案第48号、太子町教育委員会委員の任命について同意を求め

る件の提案理由を申し上げます。

この度、太子町教育委員会委員の仲堅正幸氏が本年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を教育委員会委員に任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。何卒よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

お諮り致します。

議案第48号は会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会付託を省略致します。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第48号を原案通り同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号、太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、原案通り同意されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第15、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件、これを議題と致します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（浅野克己君） 諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の筒井一太氏が令和2年6月30日をもって任期満了となる為、その後任として新たに内田久美子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦させて頂きたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

尚、候補者の推薦につきましては、法務大臣に令和2年1月末までに行う必要があることから、本議会に上程させて頂くものであります。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 只今、提案理由の説明がありました。

お諮り致します。

諮問第2号は会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託を省略致します。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

諮問第2号を原案通り適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件は、原案通り適任とされました。

○議長（森田忠彦君） 日程第16、諸般の報告を議題と致します。

監査委員より、例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承をお願い致します。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

村井議員。

○4番（村井浩二君） 令和元年第1回南河内環境事業組合議会臨時会が11月21日に開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

当日、臨時会では10件の提出案件がございました。

順に申し上げますと、1、承認第1号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和元年10月1日施行の消費税率引き上げに伴い、消費税率引き上げ分を使用料へ転嫁する為の適切な措置を講じる為、富田林市に準じ、本年9月6日付で専決処分したもので、原案通り承認されました。

改正内容は、使用料の算出基礎とする年額に月額を加えると共に、別表中自動販売機設置、自動車駐車場及び現金自動預け払い機設置の3項目の使用料をそれぞれ増税分の2%相当額の引き上げを行うもので、本年10月1日から施行するものです。

2、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体に任用されている臨時的任用職員等の任用要件が厳格化され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本組合の関係条例について所要の整備を行うもので、原案通り可決されました。

内容は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例他7条例において、会計年度任用職員に係る規定への整備を図るものです。令和2年4月1日から施行するものです。

3、議案第4号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る為の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る為の関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に係る欠格事項の見直しに伴い、本組合の関係条例において同様の措置を講ずるもので、原案通り可決されました。

内容は、一般職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例で、引用する成年被後見人、又は、被保佐人の規定を削除するもので、本年12月14日から施行す

るものです。

4、議案第5号、南河内環境事業組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本組合の会計年度任用職員の給与、その他の給付に関し、規定する為に制定するもので、原案通り可決されました。

内容は、会計年度任用職員におけるフルタイム及びパートタイム職員の定義とそれぞれの給与等についての規定をするもので、令和2年4月1日から施行するものです。

5、監査報告第2号、例月出納検査の結果については、監査委員から今年度の7月から9月分の監査報告があり、適正に処理されているとのことでした。

6、許可第1号、組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の三島克則議長の辞職が許可されました。これに伴い、次の選挙第2号及び選挙第3号の3件が追加上程されました。

7、選挙第2号、組合議会議長の選挙については、指名推選により河内長野市選出の駄場中大介議員が議長に当選されました。

8、許可第2号、組合議会副議長の辞職の許可については、大阪狭山市選出の北好雄副議長の辞職が許可されました。

9、選挙第3号、組合議会副議長の選挙については、指名推選により河南町選出の浅岡幸晴議員が副議長に当選されました。

10、同意案第3号、南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、識見を有する監査委員に千早赤阪村の清井浩氏を、議会選出の監査委員には河内長野市の浦尾雅文議員を選任する提案があり、原案通り同意されました。

以上で、簡単ではございますが、令和元年第1回南河内環境事業組合臨時会の報告とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 続きますして、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

阪口委員。

○5番（阪口 寛君） 令和元年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会が先日、11月15日に開催されました。つきましては、内容のご報告を申し上げます。

企業長提出議案として、議決案件5件、報告4件の合計9件の案件がございました。

始めに、第1号議案、大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例一部改正の件につきましては、工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格を日本産業規格に改めるも

ので、施行期日は公布の日です。

続きまして、第2号議案、大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件につきましては、布設工事監督者、水道技術管理者の資格について、学校教育法の一部改正により、専門職大学の制度が新たに設けられたことに伴う改正並びに技術士法施行規則の一部改正により、第2次試験の選択科目が見直されたことに伴う改正で、施行期日は公布の日です。

続きまして、第3号議案、平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度の水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金69億7千820万9千900円のうち、61億8千182万8千577円を減債積立金、1億5千438万1千788円を水道事業統合促進積立金として積み立て、6億4千199万8千725円を資本金に組み入れる。又、市町村水道事業に係る未処分利益剰余金4億1千214万1千776円のうち、1千39万5千749円を減債積立金、9千488万8千261円を建設改良積立金として積み立て、3億685万7千766円を資本金に組み入れるものでございます。

尚、5頁にありますように、太子町水道事業につきましては、減債積立金、建設改良積立金とも既に満たしておりますので、積み立ては行われておりません。

続きまして、第4号議案、平成30年度大阪広域水道企業団工業用水事業会計剰余金処分ににつきましては、地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金59億5千18万8050円のうち、19億894万2千940円を建設改良積立金として積み立て、40億4千123万7千865円を資本金に組み入れるものでございます。

続きまして、第5号議案、令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件につきましては、令和元年度の水道事業会計に係る債務負担行為の補正でございます。

次に、報告案件として、第1号報告、平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計報告の件につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度の水道事業会計の決算についての報告でございます。これは19頁にあります。太子町水道事業の決算につきましては、3千900万円の黒字となっております。

続きまして、第2号報告、平成30年度大阪広域水道企業団工業用水事業会計決算報告の件につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度の工業用水事業

会計の決算についての報告でございます。

続きまして、第3号報告、平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告の件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成30年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見をつけての報告で、水道事業会計、工業用水事業会計とも資金不足額なし、又、経営健全化基準は20%でございます。

続きまして、第4号報告、債権放棄報告の件につきましては、大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定に基づき、平成30年度に放棄した債権についての報告でございます。

以上、9つの案件につきまして、原案通り可決、認定されました。詳細な内容につきましては、別添議案書の資料として添付しておりますので、ご参照して頂きたいと思えます。

以上、令和元年第3回広域水道企業団議会11月定例会の概要の報告とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 以上で、諸般の報告を終わります。

これをもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

よって、会議を散会と致します。

本日はご苦労様でございました。

（午前10時32分 散会）

【第 2 日】

令和元年 第4回太子町議会定例会会議録

令和元年12月19日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(11名)

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	中村直幸君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	田中清君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君	学務指導担当課長	西野直美君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

---

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・新たな路線バスの運行による住民生活への影響について……………田中祐二君
- ・教育長の所信表明について…………… 〃
- ・「社会保障」を目的とする国民健康保険を……………西田いく子君
- ・教員が、やりがいを持てる働き方改革を…………… 〃
- ・地域公共交通、支線交通の充実を…………… 〃
- ・災害時、住民の避難対策を……………阪口 寛君
- ・観光に対する施策と役割は…………… 〃
- ・事前防災について……………村井浩二君

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させて頂きましたところ、ご出席をして頂きまして、ありがとうございます。

本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。よって、これより定例会を再開致します。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございますので、よろしくお願い致します。

---

○議長(森田忠彦君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は、お手元に配付しております一覧表の通り、4名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして順次発言を許します。

まず1番目、田中議員の質問を許します。

田中議員。

[9番 田中祐二君 登壇]

○9番(田中祐二君) 政友クラブ所属の田中祐二でございます。

通告に基づきまして質問をさせていただきますが、その前に、政府におきましては災害からの復旧復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクの重点支援、東京五輪・パラリンピック後の経済活力の維持向上を三本柱とする、安心と成長の未来を拓く総合経済対策を今月の5日に閣議決定されました。財政措置が13.2兆円程度、事業規模が26兆円程度になるとのことで、太子町においても使えるものはしっかりとチェックをお願い致します。

それでは、太子町の公共交通について質問をさせていただきます。

太子町においては、住民の皆さんの交通弱者の足をいかに確保するのかが長年の課題でありました。その対策として、予約型の乗り合いワゴンを運行して頂きまして、一定の成果を上げていると感じています。しかし、今後更に高齢化社会を迎えるに当たり、持続可能なしっかりとしたものを構築しなければならないという考えのもとに、昨年4月に太子町地域公共交通会議を立ち上げられました。以来、会議を重ねるのほも

とより、住民アンケート、パブリックコメント、ワークショップ、住民説明会等を実施され、当初の予定よりはずれ込んでおりますが、来年6月から運行開始と聞いています。当然、その内容もかなり固まってきたと思いますが、それと同時に利用者には不安があるのも事実であります。

そこで、お聞きしますが、まず基幹交通となる金剛バス自動車の新規路線と実証運行する支線交通はどうなるのか。乗り換え拠点となる役場前の整備予定はどうなるのか。有料が基本とのことですが、補助金の基本的な考え方はどうなるのか。又、福祉的な観点から公共交通の利用が困難な人への対応等を中心に現在、運行を計画されている路線はどうなるのかについて、ご答弁、お願い致します。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） おはようございます。

現在、運行を計画されている路線はどうなるのかとのご質問につきまして、ご答弁を申し上げます前に、まずこれまで議会、又、地区住民説明会におきまして、基幹交通となる金剛バスによる太子中央線を走る新規路線につきまして、早ければ12月には運行を開始されるとのご説明を申し上げておりましたが、既に12月広報にもお知らせさせて頂いておりますが、運行開始時期が遅れて、来年の6月に予定変更となりました。このことにつきましては、地域住民への丁寧な説明をモットーに始めた地区説明会ではございましたが、一部地域での説明会の開催が地区代表者との意思疎通が図られなかったこと等により遅れたことで、新たな路線に新設するバス停を設ける際に必要となる関係機関との調整が進められなかったことに加え、六枚橋から役場前のバス停移設に伴う警察協議において、安全対策上の指摘等により、計画の見直しと再協議に時間を要したことによるものであります。改めまして、議会を始め、住民の皆様に対しまして、お詫び申し上げます。

それでは、現在、運行を計画している路線の内容についてのご質問にご答弁を申し上げます。

現在、計画している路線につきましては、昨年度に策定致しました太子町地域公共交通網形成計画の基本方針及び目標達成の為の施策に基づきまして、より多くの方が公共交通を利用出来る環境を作ると共に、将来に向かって持続可能な公共交通の構築という考え、視点に立って、有料を基本とした地域公共交通の再編に向けた検討を行う中で、現在の福祉センターバス、予約型乗り合いワゴンの運行を一旦、停止することとし、今

日まで年齢に制限を加えて行ってきた交通移動サービスを年齢に関係なく、全ての住民を対象に公共交通を利用出来る人、又、公共交通の利用の困難な人へと分類した上で、住民の皆さんの移動手段そのものを再構築するものとしております。

その中で、公共交通を利用出来る人に対する交通体形と致しまして、既存の金剛バス路線を活用しつつ、公共交通空白・不便地域である聖和台、磯長台地域を新たに上ノ太子駅を発着点とした太子中央線を走行し、葉室、山田、役場前を循環する路線に加え、上ノ太子駅から聖和台地区内の西山竜王寺線、喜志太子線、太子中央線を走行する循環路線を来年6月に金剛バスが基幹交通として本格運行される予定となっております。又、現在、聖和台地域に5ヶ所、磯長台地域に1ヶ所に加え、和みの広場前のバス停の設置と共に、既存路線とも重なる葉室いきいき交流広場前に1ヶ所、スーパー・サンプラザ春日店近くで、JA大阪南営農センター付近に1ヶ所、又、太井川バス停と太子四ツ辻のバス停の間で1ヶ所、太子梅川橋付近で商業施設近くに1ヶ所のバス停の設置についても調整を行っているところでございます。

又、同じく公共交通空白・不便地域の畑、山田地域と役場を結び、一部、春日地域を通過し、総合福祉センターと役場をつなぐ形の支線交通と位置づけている新たな路線を、現在の福祉センターバスを活用して、来年6月から町から運行主体となって実証運行を行う予定としており、道路運送法に基づく手続きを進めるに当たり、まず運行业務委託先を選定する必要があることから、バスの運行時間を13時間として、運賃の収受、運行管理、車両整備点検、事故対応等、全ての運行管理業務を委託するものとし、来年6月から翌年3月までの10ヶ月分の経費相当額を限度額とした債務負担行為の追加補正予算を、今議会に提案しているところでございます。

更には、畑、山田地域から上ノ太子駅を結ぶ直通便の路線につきましても、朝夕各1便、昼間を2便程度とする新規路線の運行を金剛バスにおいて検討されているところでございます。

尚、町で実証運行する支線交通並びに金剛バスによる畑、山田地域から上ノ太子駅を結ぶ直通便の運行に向けて、畑及び山田地域の一部において、朝夕の通勤、通学時間等に特化した地域の住民アンケート調査も間もなく行う予定でございます。

又、既存路線を含む金剛バスと町が運行主体となる支線交通との乗り継ぎのステーションとして、金剛バスの六枚橋バス停を役場前に移設すると共に、役場前バス停を乗り換え拠点として、町空間の施設整備を行う予定致しております。

更には、現在、福祉センターバス、予約型乗り合いワゴンに乗車して総合福祉センターを利用されている方で、公共交通を利用出来る人につきましては、最寄りの金剛バスのバス停を利用して頂き、役場で支線交通に乗り換え、あるいは支線交通のバス停から役場を経由する形で、総合福祉センターをご利用して頂くこととなりますが、何れに致しましても、総合福祉センターを利用される方につきましては、利用者支援制度を新たに設けることで、金剛バス、又、支線交通をご利用されても、運賃は無料にてご利用頂けるようになります。

又、公共交通の利用促進策の一環と致しまして、町内在住の70歳以上の方が金剛バス及び支線交通をご利用される場合には、新たに高齢者外出支援策として、お出かけ支援制度を設け、1回の乗車につき100円を割引くチケットを当面回数制限を設けず発行することとし、その後の実績や状況等を踏まえながら、上限設定についての検証を行うことと致しております。

又、金剛バスを乗り継いで、又は金剛バスと支線交通を乗り継いでご利用される場合に発生致します乗り換えに伴う初乗り運賃相当額について、町が発行する乗り換えチケットにより割引き、運賃の軽減を図ることとしております。

尚、公共交通の利用が困難な人に対する移動支援につきましては、(仮称)生活支援・外出支援相談窓口を設置し、その方に見合った移動手段を個別の相談の上、ご案内することとしております。

何れに致しましても、時代と共に、地域の状況は絶えず変化していくものですから、今回、お示ししております地域公共交通の再編につきましても、これが最終形ではなく、継続的な検証が求められるものであり、より多くの住民の方々にご利用頂ける本町にとって望ましい持続可能な地域公共交通のあり方について、引き続き、公共交通会議において検討がなされることとなりますが、今後とも議会と十分に議論を重ねて参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(森田忠彦君) 田中議員。

○9番(田中祐二君) やはり、特に不安に感じておられる方は、現在、福祉センターバスや予約型乗り合いワゴンを利用されている方々だと思います。今、ご答弁の中にありましたように、この中には公共交通を利用可能な人と困難な人がおられます。自分はどうしたらいいのか、料金、乗り換えはどうなるのかと不安に思われるのは当然でありま

す。

そこでお聞きしますが、そういった人達の不安を取り除くのも行政の仕事であり、福祉センターバスと予約型乗り合いワゴンの再編に伴う新たな施策について、今、多少あったかと思うんですけれども、ご答弁、お願い致します。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 予約型乗り合いワゴン、福祉センターバスの利用者への説明と福祉移動サービスに係る施策等について、私の方からご答弁申し上げます。

まず、予約型乗り合いワゴン利用者約150名と福祉センターバス利用者約50名の皆さんへの再編案の説明につきましては、去る7月4日、5日の2日間、福祉センターにおいて全体の説明会と共に、利用者アンケートを実施させていただきました。

又、各地区で住民説明会を開催すると共に、更なる調査、検討や関係者との調整を進め、先程総務部長がご答弁申し上げました通り、バスの運行ルート、バス停の位置、運行時間、又、各支援制度等についての詳細（案）をまとめてきたところでございます。

今後は、来年6月以降に利用可能となるバス路線とバス停、又、乗り換えの有無と待ち時間、歩く距離の増減、お出かけ支援制度及び総合福祉センター利用者支援制度等、再編案に基づいた個別の説明資料を作成した上で、予約型乗り合いワゴンや福祉センターバスを現在利用されている方に対しまして、個別での説明、相談を自宅訪問等により実施することとしております。

尚、予約型乗り合いワゴン利用者で、路線バス、所謂金剛バスと支線交通でございまして、移動が困難な方に対しましては、地域支え合い型移動サービスを、又、福祉センターバス利用者で路線バスでの移動が困難な方には、サロン送迎についても説明をさせて頂くこととしております。

次に、高齢化社会を見据えた福祉移動サービスに係る新たな施策等についても、今回の再編案の実施に当たり、検討してございます。予約型乗り合いワゴン及び福祉センターバスの利用者に必要なサービスを確保することはもとより、その他の多くの高齢者等が更に移動しやすい環境を整備する為の施策を次の通り計画してございます。

まず、交通弱者への相談窓口となる、生活支援・移動支援相談窓口を設置し、高齢者等の移動支援を含めた生活支援相談を地域包括支援センターと連携し、実施することとしております。

次に、既存の地域支え型移動サービスへの更なる支援制度として、助け合いによる地

域づくりを住民と共に考える、S A S A E 愛太子協議体から提案のあった公用車貸し出し事業について、生活支援、移動支援を住民主体で実施する団体に対しまして、専用の公用車を無料で貸し出す制度として、検討しているところでございます。

次に、サロン送迎事業につきましては、総合福祉センターに体力的な問題や乗り換え、待ち時間等により路線バスでの移動が困難となる方を含め、町内58ヶ所の駐車場を利用し、福祉センターと町内7ヶ所の交流サロンへ参加される方に対する無料送迎サービスを検討しております。

今回の再編案に伴うお出かけ支援制度や福祉センター利用者支援制度の活用を含め、移動困難者や多くの高齢者が気軽に歩ける町となるような施策を展開し、より一層のフレイル予防と健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めて参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 田中議員。

○9番（田中祐二君） 一人ひとり個別に、きめ細やかに対応して頂けるということでございますので、是非しっかりと広報をして頂いて、漏れのないようにして頂きたいというように思います。

さて、勝良教育長におかれましては、今議会の初日に任命同意され、引き続き3年間、教育行政の中心を担って頂くこととなりました。今までの経験を生かして、その手腕を大いに発揮されますことをご期待申し上げます。

さて、その任命同意に当たり、勝良教育長は所信表明を述べておられます。その中で、教職員の資質の向上、学力向上、学習環境の改善、幼児教育の充実、食育及び学校給食の充実、生涯学習の取り組み、文化財の保存と活用と、力を入れて取り組む7つの施策を挙げておられます。何れも重要なものでありますが、その中でも特に子ども達に直接接する教職員の資質の向上と児童生徒の学力の向上を中心に、その具体的な内容について、ご答弁、お願い致します。

○議長（森田忠彦君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 初めに、本定例会初日におきまして、引き続き教育長任命についてご同意を頂きましたことに感謝申し上げます。

同意を頂くに当たり、私の所信の一端について表明をさせて頂いたところでございますが、その際にも述べさせて頂いた通り、急激な社会変化の進展による課題の多様化、

複雑化によって、教育現場のみならず、それぞれ取り巻く家庭や地域等、社会全体が様々な課題を抱えている状況にあります。しかしながら、このような状況にあっても、地域のつながりが色濃く引き継がれている太子町のすぐれた地域的特性を生かすことによって、全ての子ども達の学びと育ちを慈しみ、地域全体がまちづくりの根幹として広く教育全般にかかわる体制づくりが長らく維持されてきたと感じております。今後も行政と学校現場、地域の皆さんが手を携えて取り組みを進めていくことが、最も大切なことであるというふうに思っております。

さて、重点施策として挙げさせて頂いた7点の中で、(仮称)生涯学習施設の建設、あと二子塚古墳の整備につきましても鋭意取り組んで参りますが、とりわけ、質問にございました教職員の資質の向上と学力向上の2点については、喫緊の課題であると捉えております。早急に取り組むを進めて参りたいと考えております。

教職員の資質向上に関しましては、これまでも、教科別の研究事業や学校訪問による指導、町内全教職員対象の夏季教育フォーラム等を実施して参りました。教職員研修の充実に努めてきたところでございますが、又、小学校におきましては、今年度から、それから中学校では来年度から新学習指導要領の施行による、プログラミング教育の導入や外国語活動の教科化等の新たな課題に対応すべく、各学校において授業改善や学力向上に向けての取り組みを進めているところでございます。引き続き取り組みを深めて参りたいと考えております。

学力向上につきましては、平成26年度より太子町学力向上推進委員会を中心に町全体で取り組みを進め、小中学校の系統性のある授業づくりを図る為に、授業の流れをまとめた太子町授業スタンダードを作成し、小中学校の段差をなくすように努めて参りました。又、小学校4年生から6年生において学期ごとに力試しテストを実施することにより、成果と課題を学期ごとに分析をし、授業改善を進めております。更に、大阪府教育庁や大阪府教育センター等から講師を招き、国、府の動向に注視しながら、太子町の児童生徒の実情に即した取り組みを行っております。

一方で、先の全国学力・学習状況調査の結果において、家庭学習時間に課題があったことから、小学校1年生から中学校3年生までの各学年に応じた家庭学習をまとめた太子町家庭学習スタンダードを作成、配布すると共に、中学校で取り組まれている自主学習ノートを小学校にも広げて実施しております。

現状としては、OECD(経済協力開発機構)のPIISA(国際的な学習到達度に関

する調査)の結果にも指摘されておりますように、我が国では読解力が世界の平均得点以上ではありますが、ここ数年、有意な低下が目立っております。本町におきましても同様の傾向が認められます。今後は、太子町学力向上推進委員会を中心に、言語活動の充実に重点を置いた対策を進めて参りたいと考えております。

又、これらの課題に取り組み、着実に成果を上げる為には、学校における働き方改革の実現が課題となっております。教職員の業務負担の軽減を図る為、教職員の出退勤を校務支援システムで一括管理、集計し、勤務時間の把握に努め、今年度の夏季休業日中には学校閉庁日を試行実施する等、勤務時間の縮減を図って参りました。引き続き、取り組みを進めて参りたいと考えております。

我が国の学校教育は、長年に及ぶ教科教育等に関する蓄積に支えられた高い意欲や能力を持った教職員によって支えられて参りました。その取り組みは、本務である授業による教科指導だけではなく、生徒指導や部活動等の課外活動や家庭や地域との関係づくり等、知育、徳育、体育の広い分野で役割を果たしてきました。

又、全国学力・学習状況調査においては、本町では、学校へ行くのが楽しい、先生は児童のよいところを認めてくれていると思う等の質問で高率な回答を得ており、全国的にも、人の役に立つ人間になりたいと思うか、学校の決まりを守っているか等の規範意識に関する質問に肯定的な回答が9割に達する等、保護者や子ども達から客観的な評価も得られております。

これらは何れも教職員の高い使命感と崇高な目標を持って職務に励んできた成果に他ならず、引き続き教職員の子どもの間の成長に寄与する魅力ある仕事であることが再認識され、これから教師を目指そうとする若者が増加すること、又、志ある教職員がしっかりと使命感を持ち、働きがいのある学校現場を創出することが未来を担う子ども達にとっても重要であることは論を待ちません。

教育長として、現在の学校が直面している様々な課題に対応し、学校、教職員一丸となって、教育の充実に取り組んで参りたいというふうに考えております。

○議長(森田忠彦君) 田中議員。

○9番(田中祐二君) 私は、以前にもこれからソフト面の充実に力を入れるべきだと申し上げました。是非しっかりとやって頂きたいというように思います。そして、子ども達が心を豊かに力強く生き抜き、未来を切り開く力には、知力、学力と共に体育も重要となります。私も長年、体育連盟理事、ジュニアバレーの指導者としてスポーツにかか

わってきましたので、そちらの充実も是非取り組んで頂くことをお願い致しまして、私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、田中議員の質問を終わります。

次に、2番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

[6番 西田いく子君 登壇]

○6番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、社会保障を目的とする国民健康保険をについて質問をさせていただきます。

安倍政権は2018年4月から、これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約すること等を内容とする国保の都道府県化をスタートさせました。この最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保料軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。差し押さえ等の収納対策の強化、病院統廃合や病床削減による医療削減等も推進するとしています。都道府県と市町村のこうした取り組みを政府が採点し、成績のよい自治体に予算を重点配分する仕組み、保険者努力支援制度も導入されました。全国でも特に大阪府民が不幸なのは、維新府政は安倍政権による国保の都道府県化を先取りして、市町村の公費繰り入れも独自の減免も全て解消し、国保料を府内で6年かけて一本化すると宣言し、市町村に号令をかけていることです。こうした国や府のやり方を一緒になって推進するのか、それとも住民を守る防波堤となるのか、自治体の役割、太子町の役割が問われています。

国保の改悪法は施行されましたが、厚生労働省は、都道府県化実施後も一般会計の繰り入れは自治体の判断で出来る。生活困窮者への自治体独自の減免は問題はないと答弁はしております。このように地方自治の原則を口にする一方で、国は国保料の値上げを抑える為に、公費繰り入れを行う自治体にペナルティを科す方針を示し、圧力を強めてきています。しかし、法律自体を変えない限り、地方自治の原則を完全否定することは国でも出来ません。

この間、太子町は1年目は据え置き、2年目は基金を繰り入れて府の示した通りにした場合の値上げ幅を半分に抑えることや低所得者の負担が大幅に増加しないように等、努力をしています。しかし、大阪府の今のやり方では、2023年からは府内で料率を統一されてしまい、大阪府の示した高額な保険料に引き上げられてしまうこととなります。高過ぎる国民健康保険料を引き下げて欲しい、これが住民の皆さんの願いです。国

保加入者は非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めています。加入者の貧困化の一方で、国が国庫負担金を増やし続けた為、国保料は中小企業の労働者が加入する協会けんぽの保険料より大幅に高くなっています。国庫負担金の大幅増額で国保料を抜本的に引き下げることが住民の生活を守る為に必要なことです。ところが、国の都道府県化は国保法が示す社会保障からほど遠いものになるろうとしているのではないのでしょうか。社会保障としての国保制度を持続させようと思えば、地方自治の原則を貫き、住民の為に国保料都道府県化が進められ、府内統一がされたとしても、1年目、2年目のように太子町の努力で国保料値上げの抑制を引き続き続けてほしいと思うのですけれども、答弁をお願い致します。

1997年の国保法改悪で、滞納世帯から国保証を取り上げることを2004年4月から市町村の義務としました。それまでは悪質滞納者に限っていたものを、国保料の滞納が1年を過ぎると市町村は正規の保険証にかわって、国保証を取り上げる資格証を発行する仕組みに改悪をしました。資格証になると、窓口で医療費全額を支払い、後から7割分の払い戻しを受けることとなります。しかし、保険料を払えない人に医療費全額を準備出来るはずがありません。更に、この資格証は太子町では発行されていないということですが、短期保険証は発行されています。保険証を取り上げられて、受診が遅れて手遅れになったり、医者にかかれなくなって命を落とす人がいます。本来、住民の命を守るべき保険によって、命が奪われていいのでしょうか。資格証明書を発行していないのならば、短期保険証の発行も中止をしては如何でしょうか。答弁をお願いします。

最後に、社会保険には子どもが増えるごとに保険を納めなさいというような均等割という仕組みはありません。国民健康保険に残っている均等割という考えの均等割は、少子化に追い打ちをかけるものでしかありません。国の制度改正を待つのではなく、子どもの医療費助成を自治体がやり始めたように、少子化対策、子育て支援策に取り組んでいる太子町として、国保の子どもの均等割減免制度の創設を求めます。

以上、答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 社会保障を目的とする国民健康保険について、私の方からご答弁を申し上げます。

国民健康保険は、その制度発足から約80年余りが経過した今日においても、国民皆保険制度の基盤を支えると共に、憲法に定める疾病や負傷、死亡、多子、その他の困窮

に対して、経済的な保障を講じるナショナルミニマムとして重要な役割を果たしてきており、平成30年度から実施された国民健康保険制度改革で、その運営が都道府県単位となる、所謂広域化以降においても、社会保障の一翼を担う、その役割は変わっていないものと考えております。

次に、国民健康保険料についてでございますが、これまでも本町では、保険料抑制を目的とした一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れは行ってきておらず、今後においても保険料抑制の為の一般会計からの繰り入れを行うことは考えておりません。先程も申し上げましたが、平成30年度から国民健康保険事業は広域化されており、大阪府内の市町村は被保険者間の負担の公平化等を目的として、大阪府内のどこに住んでいても同じ所得で同じ家族構成であれば同じ保険料となるよう、令和6年度からは保険料を大阪府内で統一することとしております。本町と致しましては、保険料が統一される令和6年度までの経過措置期間中は、国民健康保険財政調整基金等を活用し、急激な保険料の上昇とならないように配慮すると共に、令和6年度に統一される保険料についても可能な限り保険料上昇が抑制されるよう、国による更なる公費の投入を求める等、国並びに大阪府に対して働きかけていきたいと考えてございます。

次に、資格証明書と短期被保険者証についてのご質問でございます。ご質問にもありましたように、本町では資格証明書の発行は行っておりませんが、前年度分以前の保険料に未納がある方で、未納額や未納期間の多い方を中心に、18歳以下の被保険者を除き、短期被保険者証を発行しております。この短期被保険者証は未納となっている保険料の分割納付や納付猶予等の納付相談を行うきっかけを作る貴重な機会であると共に、被保険者の経済的な状況を聞き取りすることで、それぞれの方の資力に応じた保険料の納付となるようにする為のものであると考えており、現状において短期被保険者証の発行を中止することは考えておりません。

何れに致しましても、本町と致しましては短期被保険者証の更新時に未納保険料の納付を保険証の更新条件にしていない他、電話等で必要な聞き取りが出来た方には、郵送で短期被保険者証をお送りする等、被保険者一人ひとりの状況を正確に把握することで、機械的でない、きめ細やかな対応に引き続き努めて参りたいと考えております。

最後に、施策としての子どもの被保険者に対する保険料均等割の減免についてでございますが、既にご承知のように本町では平成31年度の国民健康保険の保険料の算定から、世帯ごとに賦課することとなる保険料の平等割を保険料全体の15%から20%に

引き上げる一方で、被保険者一人ひとりに賦課される均等割の割合を35%から30%に引き下げることで、多子世帯等に配慮するよう賦課割合を変更し、府内統一基準としております。

又、ご質問の子どもに係る均等割の減免につきましては、大阪府や府内市町村の協議の場である大阪府・市町村広域化調整会議の場において、その実施に向けた協議が引き続き令和元年度も行われているところであり、本町と致しましても、国民健康保険が広域化され、大阪府や府内市町村と共に令和6年度から保険料統一することとしている現状におきまして、本町が独自に子どもに係る均等割を減免することは困難であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 国保が社会保障の一翼を担うこの仕組みは変わっていないとおっしゃって頂いて、ありがとうございます。よく国民健康保険のことを話す時に、自助共助とか制度が必要だ、持続可能な制度として国保があるんだとか、よく言われますけれども、私もそう言われれば、何度も言わせてもらっていますけれども、国保法第1条には、この法律は、国民健康保険事業の健全の運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする、こう書かれてあるように、社会保障です。国や府、身近な市町村がどうやって国民の命と健康を守るのか、そのことが問われているのですから、全国知事会等、地方団体も要望しているように、国がしっかり財源を保障することを太子町としても強く求め続けて頂くよう要望しておきます。

全国的に子どもの均等割を減免する自治体が増えてきています。全国知事会も子育て世帯の負担軽減を図る為、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援策を創設することを要望しています。

その3月までのデータですけれども、新聞赤旗によりますと、子どもの数に応じて係る均等割減免について独自に減免する自治体が全国で、この3月時点ですけれども、少なくとも25自治体ありました。うち9自治体が高校生世代までを対象に所得制限なしで第1子から減免をしています。このうち全額免除は3自治体あって、2018年度実施の福島県南相馬市に続き、2019年度からは白河市と宮古市が実施に踏み切っています。国、府に強く求めると同時に、太子町の子育て施策として検討して頂くよう要望しておきます。

太子町のお話がありましたが、太子町では短期保険証を発行する際、納付相談の機会として捉え、又、生活支援にもつなげている、そのような話がありましたが、しかし、保険料を納められず、正規の国保証がない為に、重症でも医療にかかれない、手遅れで命を落とすといった悲惨な事件が全国では後を絶ちません。収入がなくても、生活がどんなに大変でも、保険料を払わなければ保険証は交付しないという、これはおおよそ社会保障の理念とかけ離れたことです。法の精神を逸脱しています。

短期保険証の発行は自治体の判断でやめることは可能です。横浜市は国民健康保険料の滞納を理由に正規の保険証を取り上げて、有効期限が短い短期保険証の交付をすることを今年8月からやめました。理由は滞納者が多く、発行業務と発行後の対応に人手がとられ、国からの機械的な運用を行うことなく、保険料を納付出来ない特別な事情の有無を把握するようといった通知に沿った保険料滞納者への対応が、十分に行えなかったことがきっかけではあったようですけれども、資格書、短期証を発行しても、突如保険料を払えるようになるはずもなく、保険料の回収率が引き上がりはしないかと、又、保険料滞納者は保険料を払えない状況にあることがわかり、結果として短期証の発行をゼロにしたとのことでした。

太子町では機械的な対応をしていないとのことですから、話を聞いた上で短期保険証を発行しないことも可能ではないでしょうか。話を十分聞いてから正規の保険証を渡してもいいと思うのです。又、短期証発行が生活実態を聞くチャンスとして位置づけられているのならば、滋賀県野洲市のように、滞納は市民からのSOSと捉えて対応しては如何でしょうか。野洲市では市民生活相談課という課があって、9人体制で納税相談の他に、借金等の法律相談や失業や労働相談、介護、福祉分野の相談を入り口に生活困窮者を見つけ、生活再建の支援を行っているそうです。国保の滞納から生活に困っていないか、相談に乗る体制をもっと広げて作ってもいいのではないのでしょうか。この短期証の発行について再度、答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 引き続き、私の方からご答弁申し上げます。

先程もご答弁させて頂きましたが、短期被保険者証の活用につきましては、前年度分以前に保険料の未納がある方との対話を行う為に発行しているものであり、被保険者一人ひとりと向き合い、機械的な対応とならないよう、きめ細やかな対応に努めているところでございます。

尚、ご質問にありましたように、短期被保険者証の発行をゼロにした横浜市等の今後の対応については、今後も注視して参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 政府は、消費税は社会保障の為と宣伝してきました。安倍晋三首相が議長を務める全世代型社会保障検討会議では、消費税を10%にしましたが、消費税を10%にしてもまだ足りない和社会保障の給付カットと個人負担増を強める検討を強めています。安倍首相は社会保障全般にわたる持続可能な改革を更に検討すると言い、既に医療、介護、年金等で負担増と給付減を推進する方針を確認し、全世代型という看板で国民に更に痛みを押しつけようとしています。

日本国憲法第25条には、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。この憲法25条に沿って、国保法の第4条には、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならないとあります。国の責任を後退させ、そのツケを保険料値上げや徴収強化で加入者に押しつけるのでは、財政悪化、保険料高騰、滞納者増の悪循環が拡大するばかりです。国保引き下げの為には、国は国庫負担を1984年当時の水準に計画的に戻すべきです。

しかし、安倍自公政権は社会保障費を削り続けています。国に支援をしてもらうのを待っているだけでは、住民の命と暮らしを守ることは出来ません。国も府も保険料引き下げる自治体に対して、ペナルティでおどしをかけていますが、国保行政は自治事務であり、個別の対応は市町村の裁量に委ねられています。基金の取り崩し、一般会計からの繰り入れ等、国保料を引き下げる市町村独自の努力を国は縛ることは出来ません。太子町の住民の医療を保障する為の国保制度を求めまして、この質問は終わります。

続きまして、教員がやりがいを持てる働き方改革をについて、質問を致します。

教員の心の病気や過労死の報道が後を絶ちません。多くの教員はもう体がもたないかもしれないという不安を抱えながら、現状を何とかしてほしいという切実な願いを持って、子ども達の前に立っています。

1971年に出来た公立学校教育職員の給与等に関する特別措置法は、教員の働き方の特殊性を考慮し、残業代を出さないかわりに、給料月額4%を教職調整額として出すことを定めています。残業代の支給は労働基準法37条で定められた長時間労働を防

ぐ重要な制度です。その制度を公立教員に限って適用除外としたことが、長時間労働の要因の1つになったことは明らかです。4%増額の根拠は、当時の平均残業時間週1時間14分でしたが、現在の残業時間はその十数倍に達する等、法は現実と完全に乖離しています。

そこで、今回の法改正が議論された訳ですけれども、中央教育審議会の特別部会での議論では、持ち授業時間数の上限を人材確保、予算確保と多くの委員から教職員の定数増を求める意見が相次いで出されたにもかかわらず、答申素案は労働実態を把握出来るようにし、時間外勤務の上限ラインを盛り込みました。しかし、盛り込みはしましたけれども、上限は月45時間以内です。45時間というのは、これを超えると過労死等の恐れが高まると厚生労働省が示している時間ぎりぎりではしかありません。又、長時間労働の原因とされる給与制度の問題には踏み込まず、教員がいくら残業しても残業代を支払わないという現行制度を維持するとしました。教員の実態に合わせて残業代を支払ったとしたら、1年間で少なくとも9千億円が必要との試算結果が出た為、こうした時間外勤務の実態を覆い隠し、残業代を支払わなくてもいいように、今回の公立学校の教員を1年単位の変形労働時間制で働かせることを可能とする法律へと変質させました。教育予算の増額につながる提案はさせないという安倍政権の圧力が答申にブレーキをかけたことは明らかです。教員の過労死、働き方を改善してほしい、この願いに逆行する公立学校教員給与特別措置法、給特法といいますが、に改悪されたとしか思われませんが、教育長はこの法律で忙しい教員の働き方が改善されるとお考えでしょうか。

国は2021年度から制度を運用する予定とのことですが、それを受けて、自治体で条例を作ることになるようですが、この条例は必ず作らなければならないのでしょうか。それとも太子町の判断で、条例は制定せず、給特法にある1年単位の変形労働時間制を現場に持ち込ませないことは可能なのでしょうか。

教育長は所信表明で働き方改革を実施しながらと触れています。教員がやりがいを持って、教員として頑張る環境を作る為には、教育長はどんな働き方改革が望ましいと考えるのでしょうか。

以上、答弁をお願い致します。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（田中 清君） 教員がやりがいを持てる働き方改革をとの質問に対しまして、私の方からご答弁させていただきます。

議員のご質問にもありました公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法は、公立の義務教育諸学校等の教職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与、その他の勤務条件についての特例を定めるもので、略して給特法とも呼ばれております。この法律は、教職員の勤務時間の管理が困難であるという特殊性を考慮し、給与月額額の100分の4に相当する額を基準とし、教職員調整額を支給しなければならないこと、休日勤務手当や時間外勤務手当等を支給しないこと等を定めたもので、昭和46年に法制化されました。

今国会で、公立義務教育諸学校等における働き方改革を推進する為、教職員について1年単位の変形労働時間制を条例により実施出来るようにすると共に、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する施策を策定及び公表することを趣旨としてこの法律が改正されました。

即ち、1年単位の変形労働時間制の適用として、夏休み等の長期休業期間の教職員の業務時間は学期中より短くなる傾向があり、繁忙期である学期中の勤務時間を延ばし、その分を夏休み中等にまとめどりが可能となること。又、業務量の適切な管理等に関する指針の策定として、教職員が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持、向上に資する為、教職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めることの2点が骨子となったものでございます。

変形労働時間制の導入に関しましては、各学校が教職員の意見を聞き、変形労働時間制を導入するかどうかを決めて、教育委員会に伝え、教育委員会は学校ごとに方針をまとめるものとされているようですが、学校ごとの状況を把握しつつ、教職員の意見を十分に聞きながら、教職員の勤務時間の縮減に資するよう、制度の運用について検討して参りたいと考えております。

又、業務量の適切な管理等に関する指針の策定については、平成31年1月に文部科学省が公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインにおいて、1ヶ月の在校等時間について、超過勤務45時間以内、1年について360時間以内にと示されており、本改正により、このガイドラインを指針に格上げし、文部科学大臣が定めるものとされました。本ガイドラインを受けた文部科学省事務次官通知、学校における働き方改革に関する取り組みの徹底についてに即して、本町におきましても、勤務時間管理の徹底を校長へ指示し、教職員の出勤を管理、集計し、勤務時間を把握する為、校務支援

システムの導入等の取り組みを進めて参りました。引き続き、教職員の業務の見直し、学校閉庁日の本実施による休日の確保等により、働き方改革の推進に努めて参りたいと考えております。

しかしながら、変形労働時間制の導入につきましては、本法が今国会で改正されたばかりであり、詳細については明らかにされていない為、今後、国、大阪府の情報や近隣市町村の動向を見極めながら、適切な対応を図って参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 教育長にお願いしたので、またそこから触れて頂けたらと思うんですけども、この太子町の働き方改革について、9月議会の決算委員会で私が質問した際には、太子町でどんな活動をしているかという、国から府から指針があるから、部活動は平日1日と土日どちらか先生の1日で、週2回は休めるようにしており、試合前等の場合は別日に取得することで対応するようにしているとか、又、夏季休暇日を、休業日を設け、8月13日から15日、町内の幼、小、中学校先生に対し、休暇を取得するよう通知を行った、勤務管理についてはタッチパネルで出退勤が一目でわかり、自動的に集計出来るシステムを導入しており、4月、5月は勤務実績が増加しているが、それ以降は減少傾向が見られるというようなお答えをもらっております。こういったことは太子町でもやっているのかなということです。

でも、教育長、教師もされておられて、教師をやっていて、繁忙期や閑散期を簡単に分けることが出来るんでしょうか。この1年単位の変形労働時間制とは、繁忙期に1日10時間労働までは可能とし、閑散期と合わせて、平均で1日当たり8時間におさめようという制度です。しかし、私達人間の体も心も、繁忙期の疲労を閑散期で回復出来るようにはなっていません。休日はまとめて夏休みにとればいいと言いますけれども、教師の過労死事案が多いのは、4月、6月、10月だと政府は答弁しています。夏休みまで待てません。1年単位の変形労働時間制は1日8時間労働の原則を破る労働時間法制の改悪です。日々の労働時間の削減が課題なのに、このような制度で問題が解決する訳がありません。そうお考えになりませんか。

現行法では制度導入に職場ごとの過半数の労働者の同意が必要です。しかし、法案では各自治体の条例で定めるとされ、教員の意思が無視される恐れがあります。日本教育新聞の調査では、公立小中学校を擁する市区町村教育長の42.2%が導入に反対し、

賛成はたった13.6%です。教員の長時間労働は本当に深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。最近では、教員志望の学生が減り始めています。教員の長時間労働の是正は日本の教育の現在と未来のかかった重要な課題です。国会での審議では野党議員の追及により、政府、文科省が条例制定の段階で各学校の意向を踏まえると答弁したことや条例を制定しないこともあり得ると認めています。

太子町では、先程も言いましたが、8月13日から15日まで各休業日を設けているとのことでしたが、岐阜市では夏休み、土日も含んで16日間連続学校閉庁日を実施しています。市教育委員会の調査では教職員の9割超が取り組みを支持しているとの結果を得ると同時に、長時間過密労働は改善されていないという声があるようで、16日休みにしたからといって、根本的な解決という訳ではありません。是非、現場の先生の声を大切して頂き、先程は近隣市町村を見るとか運用を検討するとか、言いましたけれども、国からの制度導入の圧力は是非跳ね返して頂いて、太子町として1年単位の変形労働時間制を盛り込んだ条例改正はしない決断をお願い致します。

国が決めたこの給特法では、教員が更に追い詰められることになるのではと危惧されています。教員の働き方改革について長時間労働の抜本的な問題は、教員が足りていないということです。そのことによって、一番影響を受けるのは子ども達です。相談に乗ってほしくても先生が忙しそうで声でかけられない、そんな状況を改善する為にも、国待ちにならず、太子町がもっと率先して抜本的な改革に取り組んで頂きたいと思います。

そこで、教員の命を守り、教員がやりがいを持って、児童生徒に向き合える、働きやすい学校を作る為に、教員を増やす方策の1つとして、30人学級を実施しては如何でしょうか。30人学級でクラス数が増えれば、教員の数が増え、教員同士で助け合うことが出来やすくなりますし、教員1人当たりの子どもの数を減らすことは行き届いた教育の為に有益です。少人数学級は子どもの悩みやトラブルに対応する上でも、子どもの発言の機会が増える等、学習を豊かにする上でも、重要な教育条件の整備になります。

平成30年度太子町教育委員会点検と評価報告書にも書かれていましたが、正確な現在の小中学校の学級数と人数を教えてください。ほぼ35人学級が実現出来ているのではないのでしょうか。更に進めて、30人学級を実施しては如何でしょうか。答弁をお願い致します。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（田中 清君） 引き続きまして、私の方からご答弁申し上げます。

急激な社会変化が進む中、教育現場の抱える課題は、年々多様化、複雑化が進んでいるところがございます。学校、あるいは教職員に対しては、いじめや児童虐待、不登校対策等、児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな対応が求められる事案が多く、更に様々な課題を抱えた家庭への対応や地域との関係構築等にさえ、対応の場を広げざるを得ない状況でございます。

又、外国語活動の充実、道徳教育の教科化、プログラミング教育の導入といった新たな学習課題への取り組みも求められており、このような教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、これまでの働き方を見直し、教職員が自らの授業を磨くと共に、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、人間性や創造性を高め、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことが出来るようになることが、学校の働き方改革の目的となってきております。

教職員が児童生徒と向き合える時間を十分に確保し、授業改善や学力向上の課題に取り組める状況を作り出すことを目指して、これまでも働き方改革の実効性を高める為の取り組みを行ってきたところがございます。引き続き教職員の業務の見直しを進め、勤務時間の縮減を図ることにより、総合的な指導を持続的に行うことの出来る環境を作り出すことに注力して参りたいと考えております。

又、少人数学級の導入につきましては、平成22年の中央教育審議会初等中等教育分科会で検討が開始され、少人数学級の推進等を求める提言がまとめられて以降、国でも様々に論議されているところがございますが、制度化については至っておりません。小中学校の学級編成については、公立学校教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、小学校1年生は35人、それ以外は40人を基準に都道府県教育委員会が定めることとされております。大阪府では平成19年度より小学校2年生を35人学級とする独自施策を取り入れているところがございます。

まず、本町の現状と致しましては、磯長小学校が通常学級15クラス、支援学級3クラスの児童数468人、山田小学校は通常学級6クラス、支援学級3クラスの児童数が181名、町立中学校は通常学級11クラス、支援学級3クラスで生徒数が381名となっております。平成16年辺りをピークに児童生徒数は減少傾向にあります。その結果、小学校においては一部を除き、実質的には35人学級となっているのが現状でございます。

少人数学級完全実施に向けては、従来より町村長会や町村教育長会を通じて、国及び

大阪府への要望が続いているところでございます。町独自の施策として少人数学級を実施することは、財政的、又、人的な面における課題を整理する必要があることから、要望を引き続き行うと共に、先進自治体における取り組みの調査、検証を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 先程、各小学校、中学校の人数をおっしゃって頂きましたが、その表を頂きました。35人学級になっているのが、磯長小学校で4年生、山田小学校で6年生、太子町立中学校では1年生と3年生。単純に考えれば、全部で4学年分を先生を増やせば30人学級に近づいていいのではないかなと思うんですけども、財政的な面でなかなか厳しいというお話でしたが、太子町の教育をよくする視点で、特に財政を振り分けるということもあっていいのではないのでしょうか。そういう意味では、もう少し教育委員会としても考えて頂きたいと思います。

何より、国がやってくれるのが一番いいんです。民主党政権下では、2012年度までに小1、小2の35人以下学級を実現し、2013年度から2017年度までの5年間で、中3まで全学年に広げる計画を立てていました。ところが、政権が変わってから、義務教育費等の文教関係費を削減し続け、35人学級は安倍内閣になってストップしたままです。国に中学校3年生まで、まずは35人学級を実施するよう強く求めると同時に、既に太子町では児童生徒数の減少する中で35人学級が実現している状況なので、30人学級を目指して頂くよう要望致します。

本当に先生の働き方が問われているんです。変形労働制を取り入れられたら、先生は命を落とさなければ、教師になるのをやめなくちゃいけないのではないですか。教育現場で命を絶つような先生がいていいのでしょうか。そのことが問われているのです。国が示したから検討するとか、近隣がやったらどうしようかという問題ではないと思うんです。ですから、最後にきちんと教育長、この先生の働き方について教育長のお考えを答弁、お願い致します。

○議長（森田忠彦君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 今、西田議員からご質問頂きました先生の働き方改革についてということでございますが、教員については大きな使命感を持って教育に当たることが大事だというふうに思っております。今までから子ども達をどのように育てていくか、

日本の将来についてどのような思いを持って子ども達が日本の国で生活をしていくかということについて考えるべき問題だというふうに思っております。その根幹になるのが教員の働き方改革になるのではないかと思います。ちょっと話がそれますが、日本の教職員が働いている内容につきましては、知、徳、体とよく言われますが、日本では教育の知力、学力については先生がやっております。それから、道徳的なこと、知、徳の徳育については、これも道徳とか、学校の中で部活動を通じてとかいうようなところでやっております。それとあと、体力につきましても、部活動であるとか体育であるとかというようなところで教育をやっております。

外国を見回しますと、学力に対しては先生方がやっておられます。ところが、道徳に関しましては、教会でありますとか日曜学校と言われるような、家庭で行われていることが多い。体育につきましても、社会教育といいますか、地域でクラブ活動を担っておられるというようなところで、現在、日本の先生につきましては、知、徳、体、バランスのとれた子ども達を育てるという中で、明治以来、そのような教育制度の中でやって参りました。これは日本の教育にとってはとても大事なことだというふうに思っております。それを全て時間が足りないからやめるというのは非常に問題があるのではないかと思います。日本のよき教育習慣をこれからも持続する為には、どのような形で教育を進めていかなきゃいけないか、先生の知、徳、体、バランスのとれた子ども達を育てる為の力を発揮出来るような環境を作っていかなきゃいけないなというふうに思っております。

先程申し上げましたように、先生方の現場の声もしっかり聞かせて頂いて、今回も、今年度も3日間の学校閉庁日を作らせて頂きましたが、校長先生から学校の先生方のご意見を十分に聞かせて頂いて、その中で一度試行的にやってみようということをやってみました結果、先生方も余り大きな反対もなく、非常に好評な部分もございましたので、是非先生方の意見を十分に聞きながら、この働き方改革については進めて参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） ありがとうございます。

最後に、地域公共交通、支線交通の充実について質問致します。

先程、田中議員からも質問ありましたので、重なるところもあるかと思いますが、丁

寧な答弁をお願いします。

基幹交通、金剛バス路線の開始が消費税増税後の10月には、年内には、年明けにはと少しずつ遅れてきましたが、11月15日に開かれた第2回太子町地域公共交通会議で来年6月からスタートするとのスケジュールが示され、支線交通の実証運行と同時に進めていくとの説明がされました。先程、今川部長からそういった経緯もお話があったかと思えます。

金剛バスに対して採算がとれるのか、この心配の声がこの間、説明会に参加した住民さんからよく上がっていました。そこは知りたいところで、金剛バスは一体何人乗れば採算がとれるのか、考えているのか、このことを町が尋ねても、金剛バスは答えるつもりはないそうです。それもそうだと思うんです。民間企業として、タクシー事業や金剛バス全路線を走らせている中の1つの太子町であり、太子町に新路線を走らせることが利益になると企業として考えて、冷徹な判断を下しただけです。金剛バスが採算がとれるかとれないかはこの会議で考える必要も、住民が心配してあげる必要もないだろうと金剛バスの姿勢から私は感じているところです。ですので、基幹交通、金剛バス路線のことは運賃がいくらになるのか、バス停の場所や1時間に1本は確保出来る時間表が出来るのか等について住民の声を集めていけば、特に口を挟むことなく、進めていってもらえばいいと思っています。

ですので、今回は支線交通を今後、どう進めていくのかについて、特に質問させていただきます。私は住民の声を聞くということでは、これまででこの会議が一番その努力をしてきたと強く感じております。傍聴席を用意し、委員と同じ資料を配付し、会議に公共交通に関心のある住民を参加させ、アンケートをとり、ワークショップを行い、大字ごとの説明会に加え、万葉ホールや総合福祉センターでも説明会を開く等、丁寧に声を聞く努力をしておられます。

職員の名前を出すのもどうかと思いますけれども、担当の杉山さんが聖和台へ行って、1日ですよ、1丁目から4丁目まで4回開催した時に、説明から質疑まで本当1人で一手に担っていたのには敬服致しました。住民の方からも、すごいなという声が上がっていました。又、その集めた声も、質疑、意見、詳細表にまとめて、これも資料としてオープンにしています。ここまで積み上げてきた努力を無駄にさせない為にも、支線交通の実証運行にはこの声を生かさなければなりません。その為には説明会に参加したけれど、何がどうなるのか、さっぱりわからなかったという高齢者にももっとわかるよう

に説明し、再度思いを聞くことや今回は説明会に参加出来なかった人の声も集めることで、更に住民さんが公共交通、支線交通に求めるものが充実するのではないのでしょうか。

さっぱりわからなかったというのは、本当にそうだと思うんです。私は畑地区を除いて、ほぼ全部の地区の説明会に参加しましたが、3回ぐらい聞いて、やっと、ああこういう方向なのかというのがわかるぐらいに、なかなか難しい内容になっております。ですから、高齢者の方が1回聞いてわかるのには無理があるのかなと思っています。

会議では、まずは計画にある実証運行をスタートさせてもらいたい、この話が会長を始め、様々な委員さんから出されていますけれど、6月まで時間が出来ました。福祉センターバスと乗り合いワゴン車が担うことになるようですけれども、支線交通、これを実証運行をスタートする前にも、今、出されている計画より充実させることが出来るのではないのでしょうか。特に支線交通は交通弱者の声が強く反映されなければならないと考えています。

そこでお尋ね致します。私達日本共産党は、長年買い物難民問題を取り上げながら循環バスの実現を迫って参りました。私達も直接住民さんから声を聞いています。社協のバスがなくなるのではないか、ワゴン車を利用して病院に行っていたのに行けなくなるのではないのか、金剛バスで乗り換えて社協に行けばいいと言われたけど、金剛バスのステップでは高過ぎて怖い等の不安の声は消えません。この一旦停止してというのがとても不安を与えています。丁寧な対応が求められています。今後の声の集め方は、またどう考えているのでしょうか。

この会の小川会長は2度ならず、3度スケジュールを変更することになったのは私の責任だと。責任感の強い方で、会長職を辞するとまで会議でおっしゃっていましたが、後で撤回したようですけれども、私はバス停を設置するにも1つのハードルがありますし、決まってからも、警察協議等で予定通り進まないこともあると思うのです。それは会議の進め方のせいでも、町の進め方のせいでもないと思うのです。現に役場前のバス停ですらつまずきました。お金をとって走らせるということはそんなに簡単なことではないと思うのです。金剛バスは畑から上ノ太子駅まで直行便を走らせるとのこと。本当に6月にコースや運行方法等、計画通りのスタートを考えているのでしょうか。手直しが出来ると考えているのでしょうか。以上、答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） 公共交通の、特に支線交通の充実をというところのご質問で

ございます。私の方からご答弁申し上げます。

まず、公共交通を利用することが困難な人、所謂交通弱者の方に対する再編案の説明や意向、又、意見の聞き取りの機会につきまして、地区住民説明会を7月から10月までの間、計12回にわたりまして開催させて頂き、この間、508人の方々のご参加を頂きました。

とりわけ、福祉センターバスと予約型乗り合いワゴンをご利用頂いている方に対しましては、先程の田中議員の方でもご答弁申し上げました通り、7月4日と5日の2日間、総合福祉センターにおいて説明会を開催し、様々なご意見を頂くと共に、利用者アンケートを実施させて頂きました。

主立った内容をご紹介しますと、予約型乗り合いワゴンの利用者アンケートでは、乗り換えが大変、200円までならお金を払ってもいい、又、具体的にどう変わるのか教えてほしい、100円バスを作ってほしい等の意見がございました。再編案全体では、よいとどちらかといえばよいが45%、悪いとどちらかといえば悪いが22.6%ということになっておりました。

又、福祉センターバス利用者のアンケートでは、足腰が悪い人は福祉センターに行けなくなる、福祉センターバスは残してほしい、毎回100円で今まで通り走らせてほしい等のご意見があり、再編案全体につきましては、よいとどちらかといえばよいが38.3%、又、悪いとどちらかといえば悪いが12.8%となつてございました。

又、その他、地区住民説明会等では、低床型のバスで運行してほしい、予約型乗り合いワゴンを残してほしい、お出かけ支援制度の対象を65歳以上にしてほしい、観光資源を活用してほしい等のご意見がございました。

今後においても、予約型乗り合いワゴンと福祉センターバスのご利用者への個別説明、相談において、公共交通で移動が困難な住民の皆さんのご意見を頂くこととしております。

又、社会福祉協議会が社会貢献活動の一環として実施しているお買い物ツアーにつきましては、(仮称)サロン送迎事業のメニューの1つと位置づけ、行政と社会福祉協議会との共同事業として、総合福祉センター利用者に加え、町内7ヶ所の高齢者交流サロンの参加者も利用出来る買い物ツアーに拡大した事業内容にしたいというふうに考えております。

次に、来年6月から運行予定の支線交通に対するご質問でございますが、その前に、

早ければ12月には運行開始予定としておりました基幹交通の金剛バスによる新規路線の運行開始時期が、来年6月となりましたことにつきまして、先程の田中議員のご質問の際、ご答弁を申し上げました理由によるところであり、こちらにつきましては深くお詫びを申し上げます。

それでは、支線交通における実証運行の開始時期につきましては、当初12月の金剛バスによる基幹交通の本格運行に歩調を合わせる予定としておりましたが、6月10日開催の全員協議会におきましてご説明を申し上げましたところではありますが、六枚橋から役場前へのバス停の移設に伴い、バスの停車帯の整備が必要となったこと、又、あわせて役場前バス停を乗り換え拠点としての待ち空間の施設整備を計画していること等から、来年6月の開始予定としたところであり、現在、このスケジュールにて運行開始に向け、鋭意、関係機関と協議、調整を進めているところでもあります。

更に、金剛バスにおいて基幹交通とは別に計画されている畑、山田地域から上ノ太子駅を結ぶ直通便につきましても、あわせて協議、調整を進めているところでございます。

支線交通につきましては、太子町地域公共交通網形成計画に基づき、基幹交通の補助的な交通と位置づけ、畑、山田地域と役場を結び、役場のバス停を乗り換え拠点として、基幹交通である金剛バスに接続することで、公共交通空白・不便地域の解消を目指すというものであると共に、役場と総合福祉センター間の運行を行うものであります。この間、説明会で様々なご意見を頂いておりますが、反映出来るもの、出来ないものもありますが、今後、開催されます地域公共交通会議において、運行計画等を含めた詳細につきまして、更にご議論を頂くことになってございます。

何れに致しましても、自立運営を原則とする交通事業者である金剛バスが自立運営のもと、将来に向かって継続的に運行して頂けるよう、町は運行する支線交通とが役割分担をして、より多くの住民の方々にご利用頂ける持続可能な交通体系の構築に向けた取り組みを進めて参りたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 本当に住民さんの声を十分聞いて、実証運行して頂きたいと思います。近畿運輸局の支局の方がおっしゃった、金剛バスが入ってくれてん、金剛バスを後押ししてあげて、受益者負担は当たり前、不便を分かち合えみたいな話で、支線交

通は進まないようにして頂きたいと思います。

最後、これだけちょっとお答え出来るところまで答えて頂きたいんですが、債務負担行為が1千120万円計上されました。これには、先程、田中議員の質問では13時間としてとかいうことがありましたが、13時間は何時から何時までとか、この債務負担行為が1千120万円の委託の内容についてお答えください。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） 今議会に債務負担行為の追加補正予算として提案しております支線交通の運行業務の内容についてのご質問でございます。

先程の田中議員のご質問にもご答弁を申し上げておりますが、バスの運行時間13時間、これについては、また公共交通会議の方で検討もしていくことになります。運賃の収受、運行管理、車両整備点検、そして事故対応等、全ての運行管理業務を委託するものとして、来年6月から翌年3月までの10ヶ月間の費用を見込んで経費相当額を債務負担行為として計上しているところでございます。

そもそも支線交通は、太子町地域公共交通網形成計画において、将来に向かって持続可能な地域公共交通の構築という考え、視点に立った運賃有料を基本にした地域公共交通の再編において、町が運行主体となります公共交通空白・不便地域の解消を図ると共に、総合福祉センターへの送迎を行う路線としていることから、道路法第79条に規定する登録を受けて運行するものでございます。

したがって、同法の安全運行を意として規定されている様々な制約を受けることとなります。今後の事務的な手続等において、一定の時間、手間を要することとなりますが、公共交通として運行する上において、最も重要な事項の1つとしての安全の確保がより一層図られるものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） ありがとうございます。

すみません、時間がなくなって。福祉の方にも買い物ツアーはどうなるのかというのもお尋ねしたかったですし、福祉タクシー助成をやると言いながら、なかなか出来ていないこととかもお尋ねしたかったのですが、今度、12月25日に、また会議がありますので、そこで話しされることを私も傍聴させて頂いて、よりよい公共交通となるようお願い致します、私の質問を終わらせて頂きます。

○議長（森田忠彦君） これにて、西田議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩と致します。再開は放送にてお知らせ致します。

（午前10時56分 休憩）

---

（午前11時10分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開致します。

次に、3番目、阪口議員の質問を許します。

阪口議員。

〔5番 阪口 寛君 登壇〕

○5番（阪口 寛君） 通告に基づきまして、災害時、住民の避難対策をについて質問致します。

今年は東日本を中心に連続的な台風、記録的な大雨被害によって、多くの方が被災されました。心からお見舞い申し上げます。

寒さが厳しくなる中、多くの被災者が依然として住まいの確保、再建等の見通しが立てられずにいます。被災者の住まいと生活、なりわいの再建を柱にした支援を行うことが政治の責任です。地球温暖化を背景に台風の大型化や豪雨の頻発が続く中、防災、減災のあり方を抜本的に見直すことが必要です。

私は、昨年12月議会でも一般質問で災害対策を取り上げましたが、今回は住民の避難対策を中心に質問致します。住民の方はいつ、どこに避難したらいいのか、避難所の対応はどうなっているのか、高齢者や障がいのある方は迷惑をかけるのではないかと心配されている方もおられます。実際、今年の東日本の災害でも逃げ遅れた方や避難途中で被災された方もおられます。太子町においては高齢者や障がい者等、要配慮者、言葉や文化の違い等がある外国人等、避難困難者はどれくらいおられるのでしょうか。又、行政や住民との共同の取り組み、対策はあるのでしょうか。一昨年来、台風や豪雨災害が続いていますが、本町ではどこに避難所を開設し、人数とどんな方法、どんな方が避難されたか、状況をお聞かせください。又、住民の方からよくお聞きするのは、避難所、避難場所の違いとそれがどこにどれくらいあるのか、備蓄はどこに何があるのか、個人の非常持ち出し品との違いはあるのか等です。あわせて、避難所の管理は誰がやっているのか、職員は配置されているのか、避難者への対応はどうなっているのか、お聞かせください。台風等で避難したい方は高齢のひとり住まいで心配な方です。避難所に行く

だけでも大変な方もおられます。避難者が安心出来る対応が必要ではないでしょうか。

次に、放送のあり方について、避難の機会を逸することがないように、避難準備、避難勧告、避難指示の情報の発信と避難の誘導がわかりやすく、住民に伝わる為にどのように対応されているのか、お聞かせください。更に、地球温暖化により多発し、大型化する台風や豪雨災害に一層防災対策を強化する必要があります。13日の全員協議会で、太子町地域防災計画が見直されると説明がありました。国の防災基本計画の修正、大阪府の修正もあり、太子町では1月にパブリックコメントもなされ、防災計画が修正されます。パブリックコメントは町広報等で知らせ、募集するとのことですが、地域防災計画の冊子はかなりの量があります。住民の命と暮らしにかかわることであり、意見が募集しやすくなる工夫が必要です。又、河川管理は大阪府が行いますが、洪水、浸水は日頃現場を知っている町がマップ作成に参加してください。

来年には見直された太子町地域防災計画が出来ます。それに基づいて、太子町防災ガイドマップの再配布を求めます。住民の方の多くは保存していない人や失った人がいます。平成20年度版、平成26年版について、来年発行はちょうど6年ごとにも当たります。防災ガイドマップの配布は防災意識の向上と周知徹底に大きな力を発揮するものと思います。

以上、住民の避難対策についての町の見解をお尋ね致します。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 災害時、住民の避難対策につきまして、私の方からご答弁を申し上げます。

昨年度は、6月の大阪府北部地震に始まり、10月の台風21号による強風被害等、大阪府において自然災害が多発、又、今年度においては大阪府に大きな影響はございましたが、台風19号では関東、甲信越、東北地方に甚大な被害が発生すると共に、一部の地域においては避難所の収容人数を超えて避難者が訪れ、混乱が発生する等、災害時並びに災害発生前の住民の避難対策が重要な課題となっております。

まず、避難困難者、所謂高齢者、障がい者、外国人等の人数把握についてでございますが、平成26年度の災害対策基本法により、災害時に遅滞なく消防や警察と情報を共有し、安否確認や救助に役立てられるよう、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられております。

名簿対象者は、外国人を含む介護保険制度による要介護3から5の認定を受けた方、

身体障害者手帳 1 級又は、 2 級を所持する方、療育手帳 A を所持する方、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方、概ね 70 歳以上のひとり暮らしの方で、かつ災害時の自力避難に不安を招く方、その他、難病患者、妊産婦、乳幼児等の方々を登録しております。本町での 11 月末現在の登録者数は 995 名でございます。

又、名簿に登録された方で、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に指示する為に、あらかじめ要支援者一人ひとつについて誰が支援し、どこの避難所等へ避難するかを定めておく為、本人の同意のもと、11 月末現在で 126 名の避難行動要支援者避難支援プラン、所謂個別計画を町会や自治会、民生委員児童委員協議会等、避難支援者に情報提供をしているところでございます。本町では従前より地域づくりからの支え合い勉強会において、地域の課題について住民と共に意見交換をしているところでございます。特に 30 年度からは防災をテーマに特化した勉強会を実施しております。今後におきましても、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会と連携し、引き続き勉強会の開催について、町会、自治会へ積極的に進めていくこととしております。

続きまして、避難所の状況でございますが、避難者の大半はおひとり住まいの高齢者で、平成 29 年度においては、台風 18 号で万葉ホールに 2 名、台風 21 号で保健センターに 3 名、山田集会所に 12 名、畑集会所に 6 名、台風 22 号で万葉ホールに 3 名、平成 30 年度におきましては、台風 20 号で万葉ホールに 3 名、台風 21 号で 8 名、台風 24 号で万葉ホールに 8 名、又、今年度におきましては、台風 19 号で万葉ホールに 1 名となっております。

次に、避難施設の状況でございます。まず、緊急避難場所が 15 ヶ所、これは切迫した災害の危険から身を守る為に避難する場所として設置しているもので、主に公園やグラウンド等を指定しております。次に、避難所が 13 ヶ所、これは災害により住宅を失った場合において、一定期間生活をする施設として設置しているもので地区集会所、万葉ホール、学校、幼稚園等の建物施設を指定しております。そして、福祉避難所、これが 1 ヶ所、これは高齢者等が必要な生活支援を受けることが出来る避難施設として設置しているものでございます。その他に災害時に一時的に避難出来る民間施設として、避難協力施設、これが 3 ヶ所、全て合計で、一部用途が重複しているものがございますが、実数でいきますと 22 ヶ所の避難施設を設置しているところでございます。

これらの避難所について、その施設がどこにあるか、災害の用途、種類ごとに太子町防災ガイドマップ、こちらの方に記載して住民の皆様にも周知をしているところでござい

ます。

次に、備蓄の状況でございます。地域防災計画に基づき、本町にとって被害が一番大きいと想定される直下型の中央構造線地震が発生した場合を想定して対策を講じております。避難者数は345名、これに対し、アルファ化米450食、高齢者用食100食、粉ミルク2千490グラム、哺乳瓶60本、おむつ3千221枚、毛布324枚、生理用品2千376枚、簡易トイレ7基を備蓄している状況でございます。これらの備蓄場所につきましては、役場の水防倉庫、山田倉庫、山田小学校体育館及び青少年グラウンドの備蓄倉庫に分散して備蓄をしているところでございます。

次に、避難所の開設でございますが、避難勧告等の判断マニュアルに基づいて発令する避難勧告等にあわせて行っております。特に今年度からは警戒レベルを付して、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示（緊急）、警戒レベル5災害発生情報の順に避難勧告等を行うこととしております。

尚、最近の情報では警戒レベル4について2種類がありますので、これについても現在、国の方で再度検討されるということでございます。

又、住民の皆様への周知でございますけれども、本町が誇ります戸別受信機と外部スピーカーによる防災行政無線を始め、エリアメール、ホームページ等の複数の媒体を活用して行っているところでございます。避難所の開設は、避難者が安心して快適に過ごして頂く為に、避難所開設・運用マニュアルに基づきまして、現在、健康福祉部の担当職員が主体となって行っておるところでございます。

尚、開設時間が長期になる場合は、自主防災組織等の地域住民ボランティアによる運営を行って頂くこととしております。

現在、本町におきましては、近年発生した自然災害の教訓や変化する社会情勢を踏まえて修正された、国の防災基本計画や大阪府地域防災計画に整合し、実効性のある計画とする為、本町の地域防災計画の修正作業を行っているところでございます。特に避難時における要支援者の配慮や多言語化等、避難所の管理運営体制や避難誘導體制の充実を図るべく修正作業を行っているところでございます。

又、次年度におきましては、先程の防災ガイドマップにつきましても、浸水想定区域の見直し等による改定も行う予定でございます。

災害による被害を最小限にとどめるには、自治体が行う公助に加え、自分の命は自分で守る自助と、共に助け合い、自分達の地域を守る共助による防災活動が重要となりま

す。公助に加え、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めると共に、今年度も開催致します総合防災訓練や従前より実施しております地域づくりからの支え合い勉強会を始めとして、様々な防災活動について住民の皆様を始め、多様な機関と連携し、取り組み、地域防災力の向上による安全・安心なまちづくりを進めて参りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 太子町は自然災害が比較的少なく、合併で太子町政が始まって以来、災害による死傷者はなかったようです。しかし、想定外の災害が発生するのが昨今です。多発する災害の発生により、太子町でも起こることは想定内と言えます。全国の災害を調査研究して、課題や教訓を生かしたならば、災害を防いだり、軽減させることが可能になります。

特に避難所の問題は防災まちづくり研究家の中村八郎氏は、生活環境は極めて劣悪のままであり、容易に抜本的な改善が図られていない、中でも体育館や学校教室での冷たい床での集団雑魚寝やプライバシーへの無配慮、占有スペースの狭さ、トイレが少なく、男女共用で和式のみである、空調整備が未整備、食事は日々同じ食材でスープもなし、寝食同室、着がえスペースもなし、寝具は毛布1枚のみ等々が一般的であり、足腰が弱い高齢者や持病を抱える人、アレルギーのある人等は無論、健康な人でも精神的ストレスを蓄積させ、体調を崩すような環境である。このような避難所環境は住民の避難行動を敬遠させ、避難を躊躇させる要因にもなっていることから、生活環境の質の改善が欠かせないと指摘しています。

本町でも体育館の空調整備、備蓄品の充実等が必要です。又、避難所へは他市町村のように案内誘導板の設置も必要ではないでしょうか。日頃の意識化にもなります。太子町防災ガイドマップの新刊再配布は防災意識を高め、周知徹底が図れます。東京江戸川区ではマップを発表すると共に、地区の説明会を始め、町内会や自治会等でも説明し、60回近く説明会を開きました。台風19号の際、避難に大いに役立ったそうです。太子町では自主防災組織の取り組む課題にしたらいいと思います。住民に説明することによって、周知徹底とガイドマップの保存につながります。又、ガイドマップの中のハザードマップには避難経路を示すよう提案、要望致しまして、この質問を終え、次の質問に移ります。

続きまして、2問目、観光に対する施策と役割について質問を行います。

第5次総合計画では、基本目標の1つとして、活力と魅力溢れる個性豊かなまちづくりを進める為に観光施策の振興があります。総合計画が策定され、翌年には観光まちづくりビジョンが個別計画として策定されました。聖徳市を始め、聖燈会や竹内街道灯路祭り等のイベントも住民共同で継続して行われています。又、竹内街道が日本遺産に認定されました。太子町の観光施策は1つ1つ取り組まれています。最初に、観光・まちづくり協会と行政の関係と位置づけをお尋ね致します。

たいしくんPR事業の委託や観光・まちづくり協会助成金が観光推進事業として、毎年予算化されています。それを受けて、観光・まちづくり協会は観光情報の発信や各イベントの成功の為に事務局として活動されています。観光施策の実働部隊が観光・まちづくり協会なのでしょうか。

一方、ビジョンの重点メニューでは観光・まちづくり協会は既存のイベントの準備に追われている為、観光を自主的、継続的に行う団体を公募で作るとされています。予定では事業展開に対して、人的支援、法人化に向けた支援、自立支援がされているのでしょうか。この団体との関係もあわせてお聞かせください。この間、観光施策について一般質問でそれぞれの議員からも提案されています。取り組みの状況、進捗状況と効果をどのように評価をされているのか、お聞かせください。

太子町観光まちづくりビジョンの進行管理では、毎年1回評価会議を開催するとあります。メンバーと評価内容をお尋ね致します。16の施策と51のメニューの評価をするとありますが、特に情報の発信、景観保全、空家対策、担い手作りについてお聞かせください。景観保全では、日本遺産に認定された竹内街道の大道筋の風情が損なわれているとの声もあります。空家の利活用として、飲食店開業補助金の今後について、町としての評価もお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 観光に対する施設と役割について、私の方からご答弁を申し上げます。

人口減少と少子高齢化が急速に進展している中、その抑制策の1つとして、観光振興やシティープロモーションが注目されており、各市町村では交流人口の増加や定住促進等、積極的に取り組んでおります。

本町においても観光まちづくりの指針となる観光まちづくりビジョンにおいて、令和

3年に迎える聖徳太子没後1400年を好機と捉え、町の更なる知名度獲得や太子ブランドの強化を図り、地域の活性化につなげることであります。その為にも地域に対する誇りと愛着を育むと共に、町名の由来となる聖徳太子が掲げる和の精神をもって町の自然や歴史資源が作り出す様々な魅力を活用し、町内はもとより、町外に幅広く発信しているところでございます。

特に観光・まちづくり協会とは車の両輪として、又、観光まちづくりの担い手として、共に事業に取り組んでおるところでございます。町では施策方針の立案や基盤整備を中心に、又、協会では町の観光資源のPRや情報発信を中心に事業を展開しております。中でも、本町の観光・まちづくり協会の特徴が観光とまちづくりにあり、これが他の市町村の観光協会との相違点であると認識をしております。

聖徳太子御廟や数々の古墳等、貴重な歴史遺産や豊かな自然環境を持つ本町の魅力を生かした観光のPR、そして住民主体のまちづくり活動や地域交流のサポート、この2つの視点に立ち、町の魅力を発信しております。このような中、太子聖燈会や灯路祭り等が開催回数がそれぞれ10回を超えるまでになり、町の風物詩として地域に根づくことが出来てきております。各団体の活動や地域の人々の協力は勿論ですが、事務局として観光・まちづくり協会のサポートのもと、観光まちづくりに取り組んできた成果であると考えているところでございます。

一方、協会設立後7年を迎え、既存イベントへの対応に追われているという課題も認識をしております。本来はシティブランディングや観光プロモーションに重点を置いた、採算のとれる事業が行われるのが理想でございますが、収益を得る為の資源もなく、その大半が町からの助成金並びに委託金等により運営されている状況にあります。その為に観光まちづくりの取り組みを人材や組織整備の点からも、自立的かつ継続的に行われる団体として、協会の法人化も視野に入れながら日々の業務に取り組んでいるところでございます。

又、ご質問の事業の進行管理につきましてでございますが、平成28年度のビジョン策定以降、平成29年度の事業評価では策定時の検討委員会の会長でおられます学識経験者の方にその評価をお願いしたところでございます。30年度の評価につきましても引き続きお願いし、年度内には結果を報告させて頂く予定としております。特に情報発信については、協会のSNS発信を中心に、景観保全に関しては竹内街道沿道地区の景観計画策定に向け、都市計画審議会でも議論を重ねて頂いているところでございます。又、空家

対策も兼ねた飲食店舗開業補助金をこの4月から導入しており、今年度の制度利用者は結果としてはございませんでしたが、問い合わせも含め利用意向の手応えを感じているところでございます。引き続き、制度周知に努めて参りたいと考えております。

その他、観光振興にも寄与する特産品の開発は、特に地場産品であるブドウやミカン等の農作物の有効活用や安定した市場の確保に直結するものであり、本町の農業施策にとっても重要な取り組みとなると認識をしております。しかし、現実には高齢化による農業の担い手の減少等、山積する課題はありますが、農地の貸し借りのスムーズな引き継ぎ等を大阪府を始めとする関係機関と着実に行うことで、遊休農地の問題を少しでも抑制していくよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 太子町の良さが共通のものとなれば誇りと愛着が生まれ、住みたい町となり、観光にもつながります。町の活性化の為には商工業、農業の活性化が欠かせません。今議会の補正予算には、観光・まちづくり協会の移転の為、観光まちづくり拠点整備事業で土地購入の予算が計上されています。協会の事務所とアンテナショップの入る建物が整備されます。拠点にするならば、観光に来られた方の受け入れにとどまらず、協会の会員や住民がいつでも集まれる場所として、ここを拠点に観光まちづくりを進めることとなります。町として、観光を生かしたまちづくりをどのように進めるのか、お尋ね致します。

又、定住の促進の為に空家の利活用も必要です。空家バンクについて何回も質問していますが、平成30年6月議会の一般質問では、空家バンクは有効と考え、調査研究すると答弁されています。同じ議会の田中議員の質問に対しても空家バンクの設置を答弁されています。住民の皆さんや空家等対策協議会でも空家バンクが必要とされています。空家バンクが出来たら、何もかもうまくいくものではないでしょうが、利活用の第一歩が空家バンクの設置です。検討は十分されたと思います。いつ空家バンクを創設されるのか、答弁を求めます。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 観光を生かしたまちづくりをどのように進めていくのかについて、私の方からご答弁を申し上げます。

観光まちづくりは様々な視点からその取り組みを推進することが必要であると考えて

おります。

日本遺産にも認定されました竹内街道沿いには、来訪者が気軽に利用出来る飲食店もないという声もあり、新たに創設しました飲食店舗開業補助制度は、創業支援を担当する商工会とも連携しながら利用者増につなげて参りたいと考えております。又、特産品の付加価値を高めると共に、他の生産地との差別化を図る為、6次産業を促し、太子ブランド認定制度を設ける等、その推進に向け、調査研究を進めているところでございます。

次に、現在、進めております観光拠点整備と致しましての観光・まちづくり協会の事務所の移転は、これまでと比べまして来訪者にわかりやすい場所に移すことで、PR効果も格段に向上することも期待出来ると考えているところでございます。空家の対策、更には日本遺産竹内街道や聖徳太子没後1400年の周知に向けた起爆剤として、皆様のご意見を頂きながら、是非とも計画的に進めて参りたいと考えております。

その空家対策につきましては、空家を発生させないことが一番と考えておりますが、それは非常に困難な為、発生した空家を危険な空家、即ち特定空家とならないように最良の方法をとっていきたいと考えております。その為には、まずは空家の情報を的確につかむことが重要となります。空家等対策の推進に関する特別措置法において、空家等に関する正確な情報を把握する為必要な措置を講ずるよう努めるとあり、町では管理台帳システムを作成し、台帳掲載の全ての空家に対し、平成31年2月に作成しました空家等の調査に係る運用マニュアルに従い、登記簿謄本、固定資産税納税者情報、戸籍謄本、住民票等で所有者状況を把握し、全ての所有者の判明に努めているところでございます。

しかしながら、相続登記がなされておらず、相続権を有する相続人の調査に時間がかかる場合もありますが、速やかな所有者の判明に努めて参りたいと考えております。

又、空家バンクにつきましては、多くの市町村で設置をしておりますが、有効に活用出来ている自治体は多くはないと言われており、町と致しましては、実効性がある手法が採用出来るよう、多くの情報を収集し、よりよい手法を検討して参りたいと考えております。

空家バンクの登録は、所有者頼みになりがちな側面を持っており、空家の活用を考えていない所有者も相当数いると言われております。平成29年3月に実施しました空家所有者へのアンケート調査では、空家バンクを必要とする方、登録を希望される方共に

全体の1割以下で、空家所有者の方から実際に問い合わせを頂いたのは、平成29年以降、現在までで1件でございました。

自治体によりましては、空家バンクへの登録を条件に、修繕費の補助や成約すれば所有者に報奨金を用意する等、登録を促進する試みもされております。又、専門の部署や地域の協力を得て空家対策に乗り出している自治体は、空家バンクの成約事例が多いという報告もされております。

このように空家の所有者への働きかけ、自治体が提供する住民サービス、移住者に対する受け入れ態勢ですぐれていなければ空家バンクの成功は難しく、このような手法でバンクを設置する場合は、公費を使って行うだけに、住民の皆様のご理解とご協力が不可欠なことも課題の1つであると考えております。

何れに致しましても、空家バンクの設置につきましては、今年度の空家等対策協議会でご意見を頂き、早期設置に向けて取り組んで参りたいと考えております。

今後も引き続き、町の魅力を磨き上げ、常に情報を発信していくことで本町へ興味を持って頂き、又、訪れて頂けるような観光まちづくりの取り組みを着実に進めることで定住促進につなげて参りたいと考えておりますので、引き続き協力賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 今、空家バンクについて答弁頂きましたが、勿論空家バンクを設置したからといって、全て解決するものとは思われません。しかし、今現在も行政としては情報把握に努めると共に、台帳管理システム等も設置されました。そういう中で行政の側からだけではなしに、住民の皆さんからも安心して空家の登録が出来るという、そういう制度が必要ではないか、そこから始まっていくのではないかというふうに思います。

太子町として、この間、観光まちづくりに取り組んできました。竹内街道が日本遺産に認定されました。再来年に向けて、聖徳太子没後1400年の事業も取り組まれます。町長が今まで進めてこられたまちづくりにどう臨まれるのか、最後に思いをお聞かせ願えたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（浅野克己君） 只今、阪口議員の方からまちづくりについてどのようにこれから取り組むんだ、どう考えておるんだというようなご質問を頂きました。本当に振り返っ

てみますと、私が平成20年に就任をさせて頂きまして、そして議員の皆様方から色々ご協力を頂き、又、住民の皆様方にもご協力を頂いて、いろんなまちづくりに努めて参りました。成果と申しますと、大きく現れておるのではないかもしれませんが、しかし、意識としては、太子町は今、阪口議員から言って頂きましたように、日本遺産にも認定され、又、聖徳太子の町として、まちづくりを進めていく上で聖徳太子没1400年というのが来る訳でございます。

そういった意味におきましても、この数年、本当に私としては町内の住民の皆様方のご協力、本当に一生懸命やって頂いたなというふうに思っております。そんな中にも観光・まちづくり協会も設立をして頂きました。これも私の方からこういうのはあるけれどもどうですかというようなお話をさせて頂き、そして率先して、地域の方が立ち上げようという形で取り組んで頂いておる。本当にありがたいというふうに思っております。そういったことをこれからもそういう根を絶やさずに、皆様が協力し合って、町のいろんな施策に取り組んでいくという姿勢を何とか維持出来ればなというふうに私は考えております。とりわけ、太子町のこれからの発展に向けて、皆様と共に力を合わせて、本当に協働のまちづくりという形を私自身もそう思っておりますので、又、阪口議員を始め、各議員さんにもご協力をお願いしたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） どうもありがとうございました。私の質問はこれで終わらせて頂きます。

○議長（森田忠彦君） これにて、阪口議員の質問を終わります。

次に、4番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔4番 村井浩二君 登壇〕

○4番（村井浩二君） 議席番号4番、ふたかみ会、村井浩二でございます。

質問に入ります前に、台風19号、豪雨災害により犠牲になられた方々には心から哀悼の意をあらわすと共に、被災された皆様、いまだ大きな不安と混乱の中で生活されている皆様には心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興を願っておりますことをお伝えさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、事前防災について、1、河川、ため池、水路の維持管

理について、2、予防的施設整備計画について。先程の阪口議員の避難所についての発災後の質問はされましたが、私は施設整備、維持管理、発災前の災害予防的質問をさせて頂きます。

この秋、10月12日に列島に上陸しました台風19号は、関東、甲信、東北地方等で記録的な豪雨となり、各地で甚大な被害をもたらしました。もはや、想定外の言葉は通じず、いつ起きても不思議ではない。災害対策について早急なる検討をする必要があるのではないのでしょうか。本町においても、平成29年10月に発生した台風21号により甚大な被害も記憶に新しいところでございますが、町内においても、いまだ被災の爪痕が残っている箇所もあります。

そこで、その後の河川、ため池、水路の復興状況と維持管理について、特にため池、水路については、自治会や耕作者、地元関係団体との共同による維持管理における役割の明確化や協力体制の構築が事前防災には非常に重要ではないかと考えるが、本町のお考えをお尋ねします。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 事前防災につきまして、私の方からご答弁を申し上げます。

太子町が管理します河川は普通河川と準用河川、計6河川、延長が7.7キロメートルでございます。平成29年10月に発生しました台風21号では、台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、18日夕方から23日早朝にかけて、長時間にわたり雨が降り続き、記録的な大雨となり、大阪府内に甚大な被害が発生しました。太子町においても、道路法面や河川護岸の崩壊が発生し、災害復旧工事を実施したところでございます。

普通河川につきましては、これを契機に町が管理する全ての河川につきまして、職員で現地調査を行い、河川の護岸・落差工の状況を確認しました。それをもとに普通河川の状況と課題、維持管理や修繕計画の基本的な考え方等を示した普通河川個別施設計画を策定し、計画的な整備を行う為、令和2年度より改修工事を計画しております。

町と致しましては、早期に損傷箇所を見つけ、事故や大規模修繕に至る前に対策を講じ、施設の長寿命化を図り、工事費等、維持管理費の抑制に努めて参りたいと考えております。

水路につきましては広範囲となる為、全体の延長等は把握しておりませんが、基本的

には日常的な維持管理は地元関係者の方をお願いしたいと考えております。議員のご指摘の通り、役割を明確にすることは緊急時の対応につながり、大変重要と考え、今後は役割の明確化に向けて関係団体と協議を進めて参りたいと考えております。

次に、ため池につきましては、平成30年7月に発生しました豪雨災害により決壊したため池が人的被害を招いたことから、特定農業用ため池が指定される等、国による農業用ため池の管理及び保全に関する法律が今年の7月に施行され、大幅にため池制度が見直しされたところでございます。

本町におきましては、法施行を受け、農業用ため池の届け出制度に取り組むと共に、ため池の所有者及び管理者の皆様にも適正な管理に努めて頂けるようお願いしておりますが、長年放置されてきたため池等多数ある為、作業の進捗は思うように進んでいないのが現状でございます。

ご指摘頂いている事前防災の視点に基づく維持管理の重要性は、喫緊に取り組む必要のある課題であると認識をしております。しかし、相続等により次世代への継承が必要な場合でも、高齢化や耕作放棄地の増加と共に、適切に管理出来ないケースが増加しております。その対策を進める為にも地域の皆様のご協力を頂きたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今、まちづくり推進部長より事前防災の視点に基づく維持管理の重要性は、喫緊に取り組む必要があると認識されているとの答弁を頂き、繰り返しになりますが、ため池や水路の維持管理は行政との協働をもとにした地元住民と関係団体との情報の共有、そして財源の確保等の課題認識の共有がそれぞれの立場を理解した上で防災に対する意識を高め、その住民意識の高揚が安定した効果的な農業水利の確保、又、水稻栽培を中心とした耕作意欲の向上につながると強く感じております。

又、先日、発表されました国の令和元年度補正予算、又は来年度予算案では防災、減災、国土強靱化の強力な推進について、河川、ため池、砂防ダム等、基幹的防災インフラ整備関連の予算が増額計上されております。そして、事前防災として、ため池の洪水調整強化対策のガイドラインが示され、ため池や下流域の水害を未然に防ぐことを目的とした事前放流の有効性が検討されておりますが、その運用には下流域にお住まいの住民の皆様や関係団体の理解と協力がなければ、実施も難しいとも感じております。

そこで、地域住民の皆様や関係団体と共に情報を共有し、役割を明確化した上で運用

方法の見直しや予防的整備計画を立案していく必要があると考えますが、本町のお考えをお伺いします。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 町が管理する管理河川は、先程も申し上げましたが、7.7キロメートル、その他公共施設と致しまして、町道については7.5キロメートル、橋梁が41橋ございます。

国土交通省は河川、道路、下水道等の各施設を中心とした社会資本の維持管理、保全技術について実態調査を実施し、適切な維持管理による社会資本の寿命を伸ばし、公共事業費の膨張を抑えていく、つまり損傷が発生してから対応する対処療法型維持管理ではなく、損傷の推移を適切に予測し、事故の発生を未然に防ぐ、予防保全型維持管理に転換をしました。

太子町におきましても計画的に適正な維持管理に努める為、各種長寿命化計画が必要となり、河川につきましては、先程もご答弁を申し上げましたが、平成30年度に普通河川個別計画を作成、河川の不良箇所の整備を進める予定でございます。その他、幹線道路につきましては、平成25年度に実施しました道路ストック点検の結果を参考に、平成29年度に舗装の個別施設計画を作成し、路線の劣化度を測定し数値化、それを基準に地域特性による優先度の判定を加え、舗装の優先順位を決定しています。又、橋梁につきましても41橋の管理をしておりますが、平成27年度より橋梁の近接目視点検を実施し、昨年度、平成30年度には全ての橋梁の点検が終了しました。今年度は橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。

又、農業用ため池につきましては、大阪府ため池防災・減災アクションプランに基づき、ため池管理者による管理水準の向上を目指し、ため池防災・減災取り組みシートの作成を進めているところでございます。

今後は、これらの各計画や新たな取り組みを進め、施設の長寿命化、工事費の削減につながるると共に、地域の防災力を高めるよう努めて参りたいと考えているところでございます。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今、まちづくり推進部長より今後各計画には新たな取り組みを進め、施設の長寿命化、工事費の削減につながるると共に、地域防災力を高めて参りたいとの答弁を頂き、まずは住民の皆様や関係団体との役割分担の明確化、そして協議を重

ね、ため池、水路の維持管理整備計画を作っていく必要があると考えております。現在、山田地区にある後屋池では、地元水利組合が中心となり、水稻栽培時の農業用水の安定的な供給による持続可能な農業や下流域の水害を未然に防ぐことを目的として、オアシス事業による後屋池の改修整備工事以外の水抜きが行われております。今月22日には地域住民の皆様や関係団体の方々が一堂に集まり、長年の堆積物の状況や堤体、池の底の現状確認、不法投棄物の確認作業が行われます。これも近年続発している台風被害による豪雨災害が住民の皆様が自主的に動こうとされている大きな一歩と感じておりますし、行政が静観することなく、地域の皆様と災害に強いまちづくりや安心・安全の確保、そして持続可能な農業の実現に向けて、財源の確保等、それぞれの役割を明確化し、地域住民の皆様と歩調を合わせ、共に歩んでいかれることを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、村井議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程は、これで終了致しました。

尚、最終本会議は、明日20日に再開させていただきます。再開通知は省略させていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い致します。

これにて散会と致します。

ご苦勞様でした。

（午後 0時01分 散会）

【第 3 日】

令和元年 第4回太子町議会定例会会議録

令和元年12月20日(月) 午前 9時30分開会

◎出席議員(11名)

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	中村直幸君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	森田忠彦君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	高齢介護課長	東條信也君
教育次長	田中清君	健康増進課長	松井靖君
秘書課長	堀内孝茂君	保険医療課長	子安逸二君
総務政策課長	奥埜哲生君	教育総務課長	池田貴則君
財政課長	吉田雅樹君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	学務指導担当課長	西野直美君
税務課長	林達也君	学校給食C所長	富田昌彦君
住民人権課長	米田正径君		

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

---

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第38号 太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第39号 太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第41号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第43号 太子町下水道条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 議案第44号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）（予算常任委員長報告）
- 日程第7 議案第45号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 議案第46号 平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第9 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会の最終日を迎えた訳でございますが、各委員会におかれましては精力的にご審議を頂き、誠にありがとうございました。

本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。よって、これより会議を開きます。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございます。

---

○議長(森田忠彦君) それでは、日程第1、議案第38号、日程第2、議案第39号、日程第3、議案第41号から日程第8、議案第46号までの以上8件を一括議題と致します。

各議案は、去る3日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について順次、報告を願うことに致します。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

羽山議員。

[総務まちづくり常任委員長 羽山茂男君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(羽山茂男君) それでは、総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第38号、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について及び議案第43号、太子町下水道条例中改正の件については、審議において、今回の変更に伴い、町内の業者が不利益を被ることはないのかとの質問に対し、排水設備の指定業者は全部で58者あり、町内の業者は7者存在している。富田林市に業務が一元化されることにより、従来は登録申請手数料が不要だったが、手数料が1万円かかるようになる。ただし、複数の市町村に申請していた業者は書類の取りそろえや手続き等の事務処理において効率化が図られ、住民にとっても、業者にとっても選択肢が増え、本町の受付事務もなくなり、事務の軽減が図れるメリットがあるとのことでした。

又、町内業者への説明は行っているのかという質問に対し、来年1月から2月頃に、4市町村からそれぞれ指定業者宛てに郵送で通知を行うと共に、ホームページや広報紙でも周知を検討しているとのことでした。

その他、事務経費、広域集約化についての質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

続いて、議案第39号、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件については、審議において、赤字による下水道使用料の値上げに関する質問に対し、まずは計画を立てて検討をする必要があり、当面値上げを実施する予定はないとのことでした。

一般会計からの繰り入れの質問に対し、下水道使用料だけで賄うことは出来ない為、繰り入れはやむを得ないとのことでした。

その他、下水道の資産、寄附に関する質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第41号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件及び議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件については、審議において、社会保険料が増加傾向にある中、実質賃金の減少についての質問に対し、実質賃金としては減少している可能性もあるが、本町は基本的に人事院勧告に準拠して支給しているとのことでした。

又、人事院勧告に従わなければならないのかとの質問に対し、人事院勧告は民間給与に関する調査を実施している為、人事院勧告の趣旨を踏まえた給与体系への改正について、国からも指導されているとのことでした。

その他、住居手当等の支払いの方法に関する質問もありました。

討論においては、意見を付けての賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第46号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、審議において、町債での借入金額と一般会計からの繰入金に関する質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 只今、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

寺町議員。

〔福祉文教常任委員長 寺町幸雄君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（寺町幸雄君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、マイナンバー利用による個人識別が行われていく中、紐付けによる保険利用についての質問に対しまして、オンライン資格確認によって、窓口で保険証と高齢受給者証の2枚を提示する必要がなく、保険証のみで確認が出来るようになり、高額療養費につきましても、同様に限度額証がなくても窓口で確認出来るようになるとのことで、償還払い等の事務の負担軽減にもつながり、1枚の提示で済むことで利用者の負担軽減、利便性の向上にもつながるとのことでした。

国の方針では、2022年度中には殆どの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、今回のオンライン資格確認にあわせて、マイナンバーカードが被保険者証、限度額証、高齢受給者証にも使用出来るようにすることを普及とあわせて実施していくとのことでした。

又、事務の負担軽減についての質問があり、資格喪失後の受診について、誤って以前加入していた保険証を利用した際に、本来保険給付すべきでない保険者に対して、請求が行われてしまうということが発生しており、本町においても平成30年度で誤請求が年間約200件程度発生している。今回、オンライン資格確認の導入によって、これらを防止する効果が見込まれるとのことでした。その他の事務負担軽減の例として、限度額証の発行手続、窓口で限度額が確認出来ることによって、償還払いの事務の削減が将来的に実現していくとのことでした。

その他、国庫補助金の原資や民間の病院での導入について、情報流出への対応、整備に伴う費用についての質問がありました。

討論においては、意見を付けての賛成討論があり、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 只今、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

〔予算常任委員長 村井浩二君 登壇〕

○予算常任委員長（村井浩二君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）については、審議において、職員の育児休業取得者の代替え対応についての質問に対し、育児休業取得者の代替えは、アルバイト職員の雇用をもって対応しており、1名の育児休業者に対し、1名の雇用とのことでした。

磯長小学校での重度障がいがある児童の受け入れについて、校門から教室まで介助員はつくが、バリアフリー化によって車椅子でたどり着けるのかという質問に対し、児童の受け入れに対し、必要最低限のバリアフリー対策を今回計上している。予算内で可能な限りバリアフリー化を行い、今後必要な箇所が見つければ、順次、対応していくとのことでした。

用地購入費について、家屋の解体費は含まれるのか、物件補償費がなぜ付いていないのかとの質問に対し、今回の用地購入に際しては、解体費は含まれておらず、物件補償費が付いていないことについては、一連の経緯について説明があり、リフォームは難しいが、利用出来るものは利用するという考えは今現在も変わらず、一般的に現状のまま購入するというのであれば、用地購入費と共に物件補償費を予算計上するものでありますが、今回の物件については、古い建物なので、今補正予算では物件補償費は計上していないとのことでした。

向少路の公用地をどこの部署で管理しているのかとの質問に対し、当面は総務部財政課の所管とし、草刈り等の維持管理業務はまちづくり推進部にて行い、今後、土地利用の方針がまとまれば、所管を決めて対応していくとのことでした。

地域公共交通の債務負担行為は、支線交通を業務委託する費用か、又、その費用の内訳についての質問に対し、来年6月から実証運行する支線交通に係る経費であり、翌年3月末日までの10ヶ月分を計上しており、この額に2ヶ月分を上乗せした額が1年分

となる。ただ、債務負担行為は限度額を定めるものであり、実際、その限度額を下回ると見込んでいる。又、運行業務委託はバスの運行、車両の管理、事故対応等の全ての管理業務を含めた内容となっている。

尚、車両の直接的な経費である車検費用、燃料費、保険料については別途来年度の予算に計上するとのことでした。

その他、向少路の公用地の整備について、太子町の観光行政のあり方、観光協会と町との認識の違い、包括協定、観光協会の自主運営、調理室の方向性、社協のバス、乗り合いワゴン車の運行費用、支線交通のバス停に関することや補正予算のあり方に対する質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 只今、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第38号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第38号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議については、原案通り可決されました。

次に、議案第39号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第39号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第41号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第41号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第42号について討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件について、意見を付けて賛成の討論を行います。

10月11日、政府は、2019年人事院勧告に基づく改正給与法を閣議決定致しました。勧告は月例給、一時金共に6年連続で引き上げましたが、その水準は公務労働者の生活を改善するにはほど遠いものです。初任給及び若年層を引き上げましたが、実質賃金が低下する一方の高齢層職員に対する配分は全くありません。わずか0.05月の一時金引き上げも勤勉手当に充てるとしたものです。又、住居手当について、国家公務員宿舍使用料の引き上げに伴い、最高支給額を引き上げましたが、その一方で支給対象の下限も引き上げた為、不利益をこうむる職員が生まれました。安倍内閣が地方創生を掲げる中、大都市への人口集中に歯止めがかからず、経済的な地域間格差も広がっています。

国家公務員賃金は地域手当により20%もの賃金格差が生じています。加えて、今回

の住居手当見直しにより、家賃相場は比較的安価な地方部に勤務する職員の給与水準が下がることは、現在でも深刻な公務労働者の人手不足や地方勤務職員のモチベーションの維持にも悪影響を与え、地方創生と逆行することにつながります。更に、アベノミクスによって経済格差が広がる中、10月1日に強行された消費税増税が景気悪化に追い打ちをかけています。

今、求められているのは、労働者の賃金を引き上げ、消費購買力を高めることです。憲法第15条は、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと規定しています。住民の目線に立って、公正、中立の立場で働き、住民サービスの要となる公務員の給与を抑えることは、公務員の生活を破壊するだけでなく、民間の賃下げにも影響し、地域の労働条件全体を引き下げる一因になります。地域の住民の労働条件を支える為にも公務員の給与は守られるべきです。

このように、様々な問題点は多々ありますが、今回、労使交渉に至ったということで、意見を付けて賛成の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第42号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第43号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第43号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号、太子町下水道条例中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第44号について討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論を行います。

著しい社会情勢の変化、突発的な自然災害対策等、新たな財政需要が発生した時に編成されるというのが補正予算の本来の考え方です。生涯学習施設建設が観光交流センターを建て替えて建設することが決定した時点で、観光・まちづくり協会をどこに置くかは考えなければならないことでしたが、9月議会で協会の移転が予算で示されるまで、新たに土地を購入して建設するという方向で検討されているとは思っていませんでした。

聖火リレーについても、コースがシークレットで進められていたとしても、バスを停める場所を確保しなければならないことは、6月議会時点で既にわかっていたことではなかったでしょうか。将来を見越した町政全体についての計画性について、反省が求められます。

観光協会の移転については、9月議会で付帯決議を上げたことで、実質、設計費77万8千円が約500万円に抑えられるという効果が出ました。今回の用地購入費98万5千円は、土地値としては路線価、公定価格、正常価格等、鑑定した上で導き出された金額としては妥当なのだろうとは思いますが、空家が全国的に増えている中、解体費用は決して安くありません。地方では古家がついている土地は、土地値より解体費用の方が高くて、売ればマイナスになる状況にあるそうです。太子町でマイナスにまではなるとは思いませんが、解体費は安いものではありません。

ところが、今回の補正予算では、この古家の解体費用が見えてきません。計画性でいえば、向少路の公用地を聖火リレーに間に合うだけの整地で終わらせていいのかももう少し考えて頂きたいと思います。公共交通のバス停移転も安易に考えていたようですが、役場前バス停について警察からストップが入りました。警察協議が厳しいことはお伝えしていたと思います。基幹交通も支線交通も来年6月同時スタートとありますが、支線交通も料金を取ることを前提に進めれば、バス停設置では警察協議で立ちどまらざるを得なくなるだろうことは、今から予想しておくべきだと思います。

財政が厳しいとよく言いますが、本当にそうお考えならば、古家の解体費用が含まれ

ていない用地購入費 9 8 5 万 5 千円は果たして適正な価格なのか、再度検討して頂くよう求めまして、反対の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 続いて、賛成の討論ございませんか。

建石議員。

○10番（建石良明君） 議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）につきまして、賛成の立場で討論を行います。

本補正予算は、住民ニーズへの対応の他、法律に定められた業務等を遂行する為のものとなっています。まず、本町の観光まちづくりを進める為の拠点施設を生涯学習施設の建設に伴って、日本遺産の認定を受けた竹内街道沿いに整備する為の事業費、又、小学校における障がいのある児童を4月から受け入れる為の支援学級教室等の整備や障がい者及び障がい児に対する給付費、ひとり親家庭医療費助成、国の施策に基づいたマイナンバー制度を活用した母子の健康管理システムの改修等、子育て支援施策が盛り込まれています。更には、地域公共交通の再編案を実施する為、令和2年6月からの支線交通の実証運行に向け、債務負担行為の設定を行うものであります。

このように、本補正予算は、住民ニーズに配慮されたものや国の施策に基づくものが、限られた財源の中で効果的、効率的に取り組みされており、一定の評価をすところであります。

今後においても、更なる創意と工夫で計画的に安定した行財政運営に努められることを強く要望致しまして、本補正予算の賛成討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第44号を委員長の報告の通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立多数でございます。よって、議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第45号について討論に入ります。

討論ございませんか。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、意見を付けて賛成討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出に71万5千円を追加し、社会保障・税番号制度システム整備の為、電算機器プログラム変更等を委託するものです。社会保障・税番号制度は国民総背番号制度であり、国家の管理による人権侵害の懸念があります。しかも、個人情報の漏えいの危険があり、日本共産党は当初から社会保障・税番号制度そのものに反対です。

この制度を導入する為、国は莫大な予算を投入し、自治体にも負担させています。しかも、情報漏えいの危険は後を絶ちません。先日も神奈川県行政文書が漏えいしました。又、国民が望みもしないマイナンバーカード普及の為、2千億円以上の予算を投じ、消費税増税対策として、キャッシュレス決済でカードを利用させようとしています。国家公務員にはカード取得を強制しています。

国民が望んでいないのは、カード普及が4年たっても1割余りしかないことで明らかではないでしょうか。又、オンライン資格確認や電子カルテ等の普及の為の医療情報化支援基金を300億円で創設しますが、この財源は消費税です。国民が望んでいるのは、オンラインシステムを整備することではなく、医療費負担の削減であり、消費税の減税です。本補正予算の歳入は全額、国の補助金になっており、町の負担はありませんが、情報漏えいの危険もあり、人権侵害につながるマイナンバー制度の問題を指摘し、意見を付けての賛成の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第45号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案通り可決されました。

次に、議案第46号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第46号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案通り可決されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第9、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題と致します。

お手元に配付しております通り、議会運営委員長、広報特別委員長及び生涯学習施設建設調査特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮り致します。

各委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る3日に開会して以来、本日までの18日間、提出されました議案につきまして、慎重にご審議を頂き厚く御礼申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を尊重して頂き、事務執行に反映されますよう要望致します。

それでは、これをもちまして、令和元年第4回太子町議会定例会を閉会致します。

（午前10時12分 閉会）

○議長（森田忠彦君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） 令和元年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日に開会して以来、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして提出致しました全ての案件につきまして、原案通りご議決並びにご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会中に

議員の皆様から頂きましたご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めて参りたいと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、去る11月16日から12月14日までの土曜日に、聖徳太子没後1400年記念実行委員会における取り組みと致しまして、本町が有する聖徳太子御廟を始めとする、数多くの歴史文化資源を観光ボランティアガイドの会の皆さんの案内により、各所をめぐる全5回5コースの町内歴史ウォークが、聖徳太子没後1400年に向けた機運の醸成を図る記念イベントとして開催されたところではありますが、改めて我が町、太子町の魅力、そして素晴らしさを参加者の皆さんに味わって頂けたのではないかと感じております。町長直通便におきましても、これからもこういうふうな形で続けて頂きたいというご要望も頂いたところでございます。

又、4月15日のオリンピック聖火リレーの通過コースの詳細が先日、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より公表されたところであり、更なる本町の知名度アップ、シティセールスに向けた取り組みを住民の皆さんを始め、聖徳太子没後1400年記念実行委員会、観光・まちづくり協会等、地域の多様な主体との連携、協働により、2021年の聖徳太子没後1400年に、そしてその先につながるものとして進めて参りたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを致します。

さて、誰もが住みたくなる 住み続けたくなるまち 太子町の実現を掲げまして、住民の皆様方の信託を頂いてスタート致しました3期目の任期も残すところ4ヶ月を切る事となって参りました。残された任期、私はもとより、全職員一丸となり、その力と英知を結集して、全力で町政運営に努めて参ります。そして、まだまだ積み残した課題、そして新たに見えてきた課題もあり、安全・安心のまちづくりに向け、引き続き町政を担うべく決意を新たにしたところであります。

議員各位には格別のご厚情を頂き、更なるご指導、又、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、今年もいよいよ残すところあと10日余りとなって参りました。心せわしい年の暮れを迎え、何かとご多用とは存じますが、委員皆様にはくれぐれもご自愛の上、輝かしい新年をお迎えになられますこと、そして令和最初の新年が太子町と住民の皆様にとってよりよき年となりますようご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） 本日はどうもご苦勞様でした。これにて散会と致します。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長                      森 田 忠 彦

太子町議会議員                      羽 山 茂 男

太子町議会議員                      中 村 直 幸